

第四十回
参議院商工委員会會議録第二十四号

昭和三十七年四月十九日(木曜日)

午後一時三十九分開会

委員の異動

本日委員阿具根登君辞任につき、その補欠として榊繁夫君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 武藤 常介君
理事 中田 吉雄君

委員

上原 正吉君
大泉 寛三君
川上 為治君
高橋進太郎君
阿部 竹松君
近藤 信一君
吉田 法晴君
田畑 金光君

国務大臣

佐藤 榮作君

政府委員

通商産業大臣 塚本 敏夫君
通商産業大 臣官房長
通商産業省 今井 博君
通商産業省 石炭局長 八谷 芳裕君
通商産業省 山保安局長 岡本 恒君
運輸省鉄道 監督局長 加藤 武徳君
労働政務次官 加藤 武徳君
労働省職業 安定局長 三治 重信君

事務局側

常任委員 小田橋貞寿君
会専門員 道富業局長 遠藤 鉄二君

説明員

日本国有鉄 道富業局長 遠藤 鉄二君

本日の会議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○産炭地域振興事業団法案(内閣提出、衆議院送付)

○鉱山保安法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(武藤常介君) これより商工委員会を開会いたします。

本日は、参考人の出席要求に關しお諮りいたしました後、石炭関係三法案の審議を行ないます。

委員の異動がありましたので、この際御報告いたします。

本日、阿具根登君が辞任され、その補欠として榊繁夫君が選任されました。

○委員長(武藤常介君) まず、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

ただいま本委員会において審査中の石油業法案について、関係者を参考人として出席を求め、意見を聴取することといたしますと存しますが、御異議

はありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(武藤常介君) 御異議ないと認めます。よって、さよう決しました。

なお、参考人の出席を求める日時及びその人選は、委員長及び理事に御一任を願います。

○委員長(武藤常介君) 次に、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案、産炭地域振興事業団法案、鉱山保安法の一部を改正する法律案、以上三案を便宜一括議題として質疑を行ないます。質疑のある方は順次御発言を願います。

○田畑金光君 昨日本委員会では、労働使、あるいは地方団体の代表に来てもらって、石炭三法案についての意見をお聞きしたわけですが、その節、私、経営者の代表の方にお尋ねいたしました第一の点は、例の四月六日の閣議決定による新しい石炭政策について、これは経営者の皆さん方とも政府は話し合いをして発表したのであるが、こういうことを尋ねたわけですが、これに対して日本石炭協会の萩原会長は、相談があったといえなかったような、実際に正式の話し合いはなかった、しかし前からわれわれの考え方に、これは政府に話をしてあるので、まあそういう意味からいって、われわれの意向も入っていると思うのだというような話があったが、政府の提

示された六つの案を見ますと、いずれの内容を見ても、これは単に労働組合だけの問題じゃなくして、経営者にとっても重要な問題であり、また経営者の協力なくしては処理されない問題もあるわけですから、ことに中小企業の団体である中小炭鉱の鉱業連合会等にはほとんど話し合いもなかった、何の話し合いもなかったと、こういうわけなんです。これはどういう事情で政府はそういう片手落ちなことをとられたのか、これをまずひとつ承りたいと思うのです。

○国務大臣(佐藤榮作君) これは政府、別に片手落ちしたわけではございません。あるいは組合側と事前に交渉したことも実はないわけでございます。また政策転換競争ということではございまして、これは社会党と直接折衝すると、こういうことでもない、与党と直接話し合うという非常な緊密な連携をとったことでもございまして、また民主社会党の方とも事前の話し合いというような形はとったわけではございません。また大手の経営者も、もちろん平素からいろいろの意見は聞いておりますけれども、また中小もそういう意味では、まあいづれも偏しないといえますか、いわゆる閣議決定をする、政府の方針を決定する、こういう態度は堅持したつもりであります。ただ事柄がたまたま申しますように、経営者側にも影響があり、また組合側にも影響があり、あるいはまた国会内の三党にも多大な関心のある問題

でありますから、閣議決定後においてこれが大体どういう方向へ行くのか、閣議決定前どういう方向に行くのか、大体政府の方針が決定されたところで意見を申し込まれた。その意見を申し込まれたものについて順次話をつけて、そして御了承を得たということであり

最後の中小炭鉱の方々は、非常に夜おそくなりまして、中小企業の関係者といましては、事務局の人がいるだけでございまして、政府がもう決定されたのでございまして、一応話をいたしましたかと言ったんですが、関係者はもう夜おそくない。政府が決定されたのであれば明日というか、明るくなつてからお話を聞きましょう、こういうことで明るくなつて実はお話を事務当局をして詳細にいたさせた、こういうことでございまして。これは一に時間的な関係であつたと、かように御了承をいただきました。また、これはいろいろのことが憶測されるだらうと思いますが、どこまでも政府の責任における閣議決定であつて、この点を御了承願いたいと思ひます。

○田畑金光君 これは、世間では五日からの炭労の無期限ストを前にして、これを回避しようとする政府の政治的な解決だという見方をする人もいろいろあります。また、示された六項目のそれぞれの内容を読みますと、今までの石炭基本政策を改めるような、あるいは変わりのないような、いづれが確実な方針、いづれが確かな方向なのか

つかみにくい、こういう見方もあるわけですが、言うならば、当面の事態を回避するために政府が表面的にあるいは形式的に、糊塗する策としてこれを出したのだ、こういうきつい批判を下している面もあるわけですが、私は、政府が今後の重要な石炭政策について、あの時期、あの段階、あの背景のもとで出されたことだから、相当これは積極的な面をお考えなされていって、善意にあるいは前向きに建前で解釈したい、こう考えているんですが、どういう点が特に通産大臣としては、今後の石炭政策において、これから新たに重点を置くところをお考えであるのか、この点を率直に承っておきたいと思ひます。

○国務大臣(佐藤榮作君) 今、田畑さんの御指摘になりますように、多分に五日以後のストライキ、これを回避する、そのための政府の方針の明示だ、こういう批判というか、そういう見方は当たっているだろうと思ひます。私も、政府としては、やはり社会不安を除くあるいは経済不安を除く、これはまた政治上の大きな責任の一つでもございします。そういう意味においては、これを避けることは、これは当然のことだと思ひます。しこうして、石炭対策というものは、昨年の臨時国会で両院の決議もございまして、政府はその決議を尊重して予算の要求もし、予算の審議もいただいて、もうすでに成立をしたという状況でございします。その観点から見ると、その実施等について成績を十分ひとつ見ている、これが望ましいことだと思ひます。ただ、私どもがあの閣議決定をいたしましたことは、非常に説明が不十分であるというか、政府の趣旨が徹底しないと思ひますか、いわゆるその経営の合理化の線が非常に強く出ておる。そしていわゆる暗い面が予算等の措置では出ておる。あるいは離職者対策あるいは産炭地振興対策等々です。ね、大体暗い面が非常に出ておる。だから政府は昨年来一貫して説明しておられますように、この石炭問題は、大事な国内エネルギーである。そういう意味において、これを基礎産業としてエネルギー産業、安定産業たらしめる、こういう基本線を出しておるわけであります。この安定産業たらしめるというその観点に立てば、国内の石炭についても将来性なり積極性というものを十分国民に訴えたつもりでございします。しかしながら、どうも雇用という問題の観点から、強く石炭産業の、石炭政策のあり方を批判して参りますと、いかにもその労働者の負担にたいというか、犠牲が非常に忍びがたいという、そのほうが強く出ている。これはいろいろ誤解もあることだから、そういう意味では、もう少し積極的な面が閣議決定の面、方針決定の場合に打ち出されることが望ましいだろう、これが一つのポイントであつたように思ひます。で、したがって、過去の昨年来の両院の決議、その御趣旨を尊重すれば、これは当然石炭産業の安定産業であるという、それを国民の理解を求めて、そういうふうにするというこの決議は十分透徹してはいたはずでございしますけれども、組合側には十分その点は浸透してない。そこで問題になりますのがいわゆる五千五百万トン、千二百円下げというこの問題が議論の対象になつておる。だから政府は

今までもこの基本線の五千五百万トン、千二百円下げという基本方針は変えませんが、これを強く主張して参りましたものの、どうもどんどん買い上げ、買いつぶしをしていくと、現在の五千五百万トン維持困難じゃないか、それは一体どうするのだ、こういうところに議論が集中されておる。私もこの点で今までの説明が不十分であつた、かように考えまして、前回も当委員会でも申し上げましたように、五千五百万トンという数字、千二百円下げというこの金額を、値段を安くする、そればかりとらわれていると、どうも本體を見失うのじゃないか、大事なのは石炭の合理的経済性でございします。この合理的経済性というものが確立されるなら、五千五百万トンにとらわれるつもりはございしません。ことにわざわざ外貨まで支払つて、外国から一千五百万トン以上の炭を買つてもな、国内の石炭の開発をしたらいだらう、この点をひとつ取り上げよう、これがいわゆる原料炭の新炭田開発という、そういうものが出ておるわけではございします。どこまでも合理的経済性のある炭にする、その基本線は譲れません。それが達成できれば、別に私どもは五千五百万トンにこだわるものではないと思ひます。そういう意味においては、長期取引の態勢も整えまして、これが一つの大きなポイントであつたと思ひます。

今までもこの基本線の五千五百万トン、千二百円下げという基本方針は変えませんが、これを強く主張して参りましたものの、どうもどんどん買い上げ、買いつぶしをしていくと、現在の五千五百万トン維持困難じゃないか、それは一体どうするのだ、こういうところに議論が集中されておる。私もこの点で今までの説明が不十分であつた、かように考えまして、前回も当委員会でも申し上げましたように、五千五百万トンという数字、千二百円下げというこの金額を、値段を安くする、そればかりとらわれていると、どうも本體を見失うのじゃないか、大事なのは石炭の合理的経済性でございします。この合理的経済性というものが確立されるなら、五千五百万トンにとらわれるつもりはございしません。ことにわざわざ外貨まで支払つて、外国から一千五百万トン以上の炭を買つてもな、国内の石炭の開発をしたらいだらう、この点をひとつ取り上げよう、これがいわゆる原料炭の新炭田開発という、そういうものが出ておるわけではございします。どこまでも合理的経済性のある炭にする、その基本線は譲れません。それが達成できれば、別に私どもは五千五百万トンにこだわるものではないと思ひます。そういう意味においては、長期取引の態勢も整えまして、これが一つの大きなポイントであつたと思ひます。

において組夫等の採用がある。そういう事柄が在来の労働関係に悪影響を及ぼしておる。そういう点を、政府の方針としては、そういう点について望ましいことではないが、労使双方で話し合いをして解決をしていただきたいというところが一点、並びに組夫の問題については、これまた実情に即した雇用関係を打ち立てるような指導をしよう、こういうことを実は新たに付け加えたのでございします。その他の点につきましては、それぞれ内容を充実して、関係の方々が安心してその職場で働かれるようにやるつもりでございします。ただ、いま申し上げるような点が主要な点であります。

今までもこの基本線の五千五百万トン、千二百円下げという基本方針は変えませんが、これを強く主張して参りましたものの、どうもどんどん買い上げ、買いつぶしをしていくと、現在の五千五百万トン維持困難じゃないか、それは一体どうするのだ、こういうところに議論が集中されておる。私もこの点で今までの説明が不十分であつた、かように考えまして、前回も当委員会でも申し上げましたように、五千五百万トンという数字、千二百円下げというこの金額を、値段を安くする、そればかりとらわれていると、どうも本體を見失うのじゃないか、大事なのは石炭の合理的経済性でございします。この合理的経済性というものが確立されるなら、五千五百万トンにとらわれるつもりはございしません。ことにわざわざ外貨まで支払つて、外国から一千五百万トン以上の炭を買つてもな、国内の石炭の開発をしたらいだらう、この点をひとつ取り上げよう、これがいわゆる原料炭の新炭田開発という、そういうものが出ておるわけではございします。どこまでも合理的経済性のある炭にする、その基本線は譲れません。それが達成できれば、別に私どもは五千五百万トンにこだわるものではないと思ひます。そういう意味においては、長期取引の態勢も整えまして、これが一つの大きなポイントであつたと思ひます。

決定でとめるのはございせん。四月五日以後、新たな問題、これは暫く見合はせよう、こういう方法で事態をひとつ收拾し、いわゆる社会不安をなくする、経済混乱を個々に生ぜしめない、こういうことを実はねらつたわけではございします。

今までもこの基本線の五千五百万トン、千二百円下げという基本方針は変えませんが、これを強く主張して参りましたものの、どうもどんどん買い上げ、買いつぶしをしていくと、現在の五千五百万トン維持困難じゃないか、それは一体どうするのだ、こういうところに議論が集中されておる。私もこの点で今までの説明が不十分であつた、かように考えまして、前回も当委員会でも申し上げましたように、五千五百万トンという数字、千二百円下げというこの金額を、値段を安くする、そればかりとらわれていると、どうも本體を見失うのじゃないか、大事なのは石炭の合理的経済性でございします。この合理的経済性というものが確立されるなら、五千五百万トンにとらわれるつもりはございしません。ことにわざわざ外貨まで支払つて、外国から一千五百万トン以上の炭を買つてもな、国内の石炭の開発をしたらいだらう、この点をひとつ取り上げよう、これがいわゆる原料炭の新炭田開発という、そういうものが出ておるわけではございします。どこまでも合理的経済性のある炭にする、その基本線は譲れません。それが達成できれば、別に私どもは五千五百万トンにこだわるものではないと思ひます。そういう意味においては、長期取引の態勢も整えまして、これが一つの大きなポイントであつたと思ひます。

○田畑金光君 今の御答弁の中で、従来暗い面のみをとすれば取り扱つていた傾向もあるが、明るい面をもっと取り上げ、また伸ばせる点は伸ばして、この点については全く同感でございしますが、そこで今、通産大臣の御答弁を踏展させて参りますと、一つは経済的な合理性がそこなられない限り五千五百万トンの規模についても、将来はむしろ需給関係その他も考慮しているという前提でしようが、伸ばしていてもよろしい、まあその一つの内容としては、原料炭等について五百万トン前後は、将来ふやしてもよろしい、こういう政府の御方針のようです。そこで経済合理性というものが買われる限りにおいては、原料炭については現在一千五百万トン前後輸入しているわけで、外貨節約の面から見ても、もっとこれは国内で生産するように確保していくということは、われわれも理解できるのですが、それは経済的な合理性という建前から見ますならば、単に原料炭だけでなく、これはやはり一般炭についても私は適用できるんじゃないかと思ひます。その意味においては、五千五百万トンというのは、一般炭、原料炭を含めての話でございしますけれども、将来出炭の規模を拡大するかしらないかというところは、経済合理性の原則に立つ限りにおいては、これは一般炭についても当然適用でき

今までもこの基本線の五千五百万トン、千二百円下げという基本方針は変えませんが、これを強く主張して参りましたものの、どうもどんどん買い上げ、買いつぶしをしていくと、現在の五千五百万トン維持困難じゃないか、それは一体どうするのだ、こういうところに議論が集中されておる。私もこの点で今までの説明が不十分であつた、かように考えまして、前回も当委員会でも申し上げましたように、五千五百万トンという数字、千二百円下げというこの金額を、値段を安くする、そればかりとらわれていると、どうも本體を見失うのじゃないか、大事なのは石炭の合理的経済性でございします。この合理的経済性というものが確立されるなら、五千五百万トンにとらわれるつもりはございしません。ことにわざわざ外貨まで支払つて、外国から一千五百万トン以上の炭を買つてもな、国内の石炭の開発をしたらいだらう、この点をひとつ取り上げよう、これがいわゆる原料炭の新炭田開発という、そういうものが出ておるわけではございします。どこまでも合理的経済性のある炭にする、その基本線は譲れません。それが達成できれば、別に私どもは五千五百万トンにこだわるものではないと思ひます。そういう意味においては、長期取引の態勢も整えまして、これが一つの大きなポイントであつたと思ひます。

○國務大臣（佐藤榮作君） これは用畑さんの言われるとおりでございます。もちろんその経済的なものが出てくれれば、そういうものは、ほうっておきましても、これは必ず出てくる問題です。政府はこれをとめる筋のものではないと思います。

府が指示することは、この際適当でない、かように考えます。また、最近の運賃その他の物価騰貴に対処する面から見ましても、千二百円下げについての三十七年度、三十八年度、この区分はまだできておらないのでございますから、今後審議会の答申を経て、そう

年というところ、一九五九年ですが、この年、たとえばイギリス等においては七六%、西ドイツにおいても七六%、フランス等は四六%と記憶しておりますが、その程度、総エネルギーの中に占める国内石炭の消費というものを表裏が示しているわけです。ところが、わ

の意見を聞いて決定するのだ、そういうことですが、もしその際、石炭鉱業審議会が、諸般の客観情勢によつて無理だ、値下げはこれ以上は困難だ、できてもこの程度だ、しかし、千二百円までは値下げは困難だと、こういう結論が出ないとも限らぬと思うのです

き、二つの方法があると思うのです。一つは、可能ならしめるように、政府は、金融その他の積極的な施策をなさることが一つ考えられるでしょう。第二の方法としては、三十八年度までには無理だとすれば、先ほど通産大臣が

お話しのように、千二百円以上、業界に、あるいは石炭にコスト引き下げを要求するようなことは、もう無理だと、逋産大臣自身も認めになっているののですから、三十八年度以降、たとえ昭和四十二年度なら四十二年度までの計画の中で、千二百円のコスト引き下げということを考へざるを得ない、そういうようなことも私は予想されると考へるのですが、その辺の考へ方は、どのように政府としては処理されるか、承つておきたいと思つたのです。

○國務大臣(佐藤榮作君) もちろんいろいろの面が具体的には考えられると思いますが、あるいはまた時期的な狂いが非常な支障を來たす、フェータルな支障を來たすのかどうかと、そういう問題もあらうかと思ひます。一がいに、最近の物価が高くなつたと、こういうわけのものでございませぬ。御承知のように、鉄鋼などは、今の公販價格より相当実勢を下回つております。これは安く買ったものもございませぬ。他面、坑木代は、非常に高くなつたといわれますが、最近の木材價格も安定傾向をたどつておる。政府が、また特別な処置をとることによりまして、この坑木等の資材を安くする方法もないわけではないだらうと思ひます。運賃については、ただいま一部保証による延納方法をとつておりますが、こういう問題も、基本的には解決もしなければならぬと思ひます。また賃金は、ある程度上がつて參つております。想定したよりも上回つた率でございします。しかしこれは賃金相応の生産性を發揮していただければ、十分にまた吸収されるものだと思ひます。そういうことを考えてみますると、い

わゆる困難だということは、克服できるかできないかという問題がある。今の賃金一つについて考えてみましても、賃金は上がった、生産性が低いといわれるわけです。それがもしも労働者の責任じゃなくて、設備あるいは機械化がおくれている結果、予期した生産が上がらない。能率が上がらない。こういう事態ならば、これは私どもがまた経営者に対して、特別金融措置による機械設備を整備する。そういうことによつて、能率を上げさす方法もある。

るだろうと思います。こういうごまかな点について、鉱業審議会はあらゆるデータをそろえて、そうして結論を出してやるものだと思います。であるから非常に困難だ。全部が全部雇用の面、労働者の負担あるいは犠牲になるのだ、そうきめてかかることもないのじゃないかと思えます。問題は、このからその適正な調査を進めて結論を出していただくことだ、かように実は考えるわけであります。私は必ずしもそう悲観もいたしておりません。もちろん薬視はできる問題ではございませんが、総体が、安定産業たらしめるといふ意気込みで、労使双方お互いにたえられるだけたえていくという決意をもって立ち上がったければ必ずしも克服できないというものじゃないだろうと、かように思います。そういう意味で、ただいま、まずできないかどうかという、こういうお尋ねでござりますが、その仮定の議論よりも、やはり合理化をいかにして進めるかという、それに各界の全智をひとつしぼり出していただく、こういうことが第一の問題じゃないかと思えます。私は、

幸いしてたゞいまの環境は、労使双方並びに需要者、政府等も、積極的な意図をもって真剣に取り組むという決意が示されているように思います。この決意を、ただ単なる決意に終わらさないで、具体化することが、私どもの責任でもあり、関係者一同の協力でもあると、かように実は思う次第であります。

○田畑金光君　たゞいまの通産大臣の御答弁は、経済の動きですから、予想することもなかなか困難だし、また仮

定の話をしても議論は平行しませんが、ただお話の中にありましたけれども、坑木の値段が横ばいといつても、それはたとえば昨年の坑木の値上がり、全国平均二割と見られておりますけれども、二割高で横ばいになっていくわけですね。電力料金でもたとえば東京電力九州電力の値上げがあつて、それは石炭のコストにそのまま響いているわけで、今後電力料金の値上げがないとは保証できない、こう思うわけですね。また国鉄運賃をみましても、トン当たり五十円ないし六十円コストに高く響いている。こういうことをそのまま残ってくるわけで、私、大手十八社の資料を持って来ておりますが、三十六年度の物価上昇のコストに及ぼす影響、これは石炭原価あるいは販売量等の各項目を入れますと、販売に伴う費用とか、石炭の原価の中に入つて、いるものもろの要素を総合しますと、トン当たり二百八十五円というコスト高になつてゐるわけですね。ですから、私は石炭鉱業審議会でいろいろな要素を、かれこれ検討してはじめてみても、結果においては、なかなか三十七年度、三十八年度千二百円のコスト

ダウンということは、出て来ないじゃないか。これは、まあ心配するわけです。

まあそれはそれとしまして、そこで、先ほどの通産大臣の御答弁の中で、私は、石炭に対して千二百円のコストダウンはぜひこれは実現してもらわなくちゃならぬが、これ以上無理なことは考えない、こういうような趣旨の御答弁があったと思いますが、それはそう承つてよろしいのかどうか。と申しますのは、私はやはりそこが大事な点

だと思ふのです。石炭と、競合エネルギー、特に重油との価格競争を可能ならしめるようなという考え方で、そもそも私は今までの石炭政策というものは生まれて来たんじゃないかと、こう思ふんです。すなわち、五千五百万トンの出炭規模と千二百円のコストダウンということとは、まあ昭和三十八年の重油の値段を、C重油の値段を八千四百円と想定して価格の面で競争できるんだ、させるんだ、こういう前提で私は政府の合理化政策というものはできて来ておると、こう思ふのです。ところが、今日の実情では価格の面で競争させるということとは、これはとうてい無理な話。さらに、今後、将来にわたって考えますと、重油と石炭との値段を価格の面で関連しながら考えるということとは、もうこれは私はこの辺でやめたほうがいいんじゃないか、こう思ふのです。価格の面からですよ。重油と石炭の問題を考えていくということとは……です。ですから、私はそういう意味において千二百円のコストダウンということとはまあいろんな経緯があるから絶対にやらなきゃならぬ、やらさねばならぬが、しかしそれ以後の問題につ

いては、価格競争というものの考え方は、この際たな上げすべきだと、私はこう思うのですけれども、この点について通産大臣のお考え方を承っておきたいと思うのです。

○国務大臣（佐藤栄作君）　ただいまの千二百円下げ、これは現在もうすでに石油とは価格の面で競争ができない段階であります。しかも、それは石油の特殊事情から来ておるということを先ほど申し上げました。私どもがどうして千二百円下げに今こたわっているか

ということでございます。これは申すまでもなく、この石炭合理化計画を進め、石炭の長期引取契約を大口需要者に了承して、そうして話を進めました際に、石炭は千二百円下げするんだ、そこで電力等はひとつ思い切つて石炭を使って下さい——これは実は話を続けて参つておるのです。しかも、その長期引取の契約の期間は、四十二年度まで。非常に先があるのですね。期間を——価格下げについての約束を取りつけて、それでその消費者も了承して長期引取契約を立てておるわけであります。この点は、あまり訴えられておりませんから、あるいは見落としておられる方があらうかと思ひますが、この石炭の合理化を進めた場合に、国内の炭だと申しまして、経済から見れば国外でも安いほうがいいじゃないかという議論はいつも立つわけにあります。しかし、雇用の問題から見ても、あるいは外貨支払いの問題から見ても、国内産業のあり方等から見ても、これはたいへんな問題だから、国内産業はひとつ協力してくれ、それについてはこれだけの合理化を進めようという事で一応了承さ

れて、スタートしたもののなんです。そういうことを考えますと、この千二百円下げというものはどうしても実現したいという、これは非常な意欲を持っておるわけであります。そうして、これが軌道に乗って来て、いわゆる採炭方法、あるいは中間の流通過程等における費用、その他がセーブされてくれば、あるいは数年後でございますから、また情勢が変わるだろうと思う。かように実は思うわけであります。で、ただいまから数年先のことを、今回畑さんが言われるように、自由民主党は本来自由経済の建前だから、もうその辺で手を引いたらどうかと言われても、私どもはそう簡単には実は結論を出さない。これはやはり本来立っておりますように国内産業の優位性というものをやはり確立していくことが、これは望ましいことなんです。だからそういう意味で、今日非常に困難なことではございますが、それはそんな偉をひとつ克服しよう、これはそんな偉そうな意気込みを政府が言ったからってだめだよ、経済の原則には必ず頭を下げるを得ないよ、こういう批判もあるかと思ひます。思ひますが、私はここに一つの工夫が必要なんだ、その工夫を労使双方にもお願いするし、政府もそういう意味で積極的な施策、手を打って、この考え方であります。将来の問題は今までも千二百円に對して、さらに追いかけての合理化を申しませんと言ったのは、ただいま申し上げたその計画年次について、その途中においてはこれを変えようということはしないということでございます。私はおそろしく申し上げた長期取引契約の期間が経過するまでには、石炭業

界ももつと模様が変わってくるでございましょう、それから一般の経済情勢もどういふ変遷をたどって参りますか、その辺もひとつ見きわめたらどうかと思ひます。ことに最近伝えるところでは、アメリカなどもたいへんな馬力のかけ方です。大体アメリカなどでは一日二十トンとかあるいは二十二トンの出炭量という山はさらにあるようでありまして、またそれだけあればならぬと言っている。わが国においてはそれが一カ月かかるということでは、あまりにも開きがひどい。それはいろいろな条件もございまして、だから一律にアメリカで可能なことが日本ではできないか、かようなことは申しませんけれども、さらにこれは工夫の余地が多分にあるのじゃないか、こういうことを考えるわけなんです。ただ非常に短期間の間に技術の導入もできることではございませんし、また政府が幾ら資金援助をいたしまして、設備の改善などが短期間にでき上がるものでもございせん。だからそういう意味では、国内炭についてはしばらく時間をかけていただかないと、幾ら積極的だと申しまして、なかなか軌道に乗りかねるのじゃないか、こういうことを実は心配しているわけでございます。

○田畑金光君 通産大臣の今の答えの中で、私安心したような感じもしたの、千二百円のコスト引き下げですね、この問題、これは私たち自身としても、三十八年度までは、この合理化基本計画は必ず実現をはかる、そのことは長期取引の需要者が、消費者団体との約束でもあるから、これは絶対にやらねばならぬことだと、こう思うのであります。問題は、私の心配していることは、それを実現するだけの、政府がいろいろな手をさらに積極的に打つかどうかという問題。それから今のお話の労使協力しなければならぬという問題はもちろんです、そこで今の御答弁を聞いておりました、私また新たな答弁だと思つて聞いたことは、電力とか鉄鋼とかガス、セメント、この需要者団体との長期取引契約です、これは千二百円ダウンをすれば、昭和四十二年度までは、そのダウンされた値段で引き取る約束になっている意味の答弁ですから、私はまあそれでさうかなあと、こう感じたのですが、千二百円コストダウンだけで、四十二年度までです、これらが必要者側、長期取引引きの相手方は、承知して契約に印鑑を押したのかどうかですね。あるいはまた昭和三十八年度までは千二百円コストダウンだが、三十九年度以降はさらに引き下げるのだということを約束して、四十二年度までの長期契約を結んだのかどうか。通産大臣の御答弁は千二百円引き上げで昭和四十二年度までをやつていくんだ、こういう御答弁のようですから、そのとおりなのかどうか。その辺をひとつもう一度お聞きしたいと思つたのです。

○田畑金光君 今おあげになりました電力、鉄鋼、ガス、セメントが長期取引契約に基づいて引き取つてくれれば、三千七、八百万トンはそれである年数の需要の安定確保というものが保証されたわけですが、五千五百万トンの残余について、これはもちろん一般炭でございますけれども、今後のその他産業の石炭に対する需要の推移というものは、これはどういふように判断しておりますか。石炭局長から……

○田畑金光君 今の政府の基本的な考え方は、五千五百万トン出炭するとして、その七割を確定といひますか、約束のできるようにしよう、三割は自由なものにしよう、こういうことでございまして、この中身を局長から詳細に説明することにいたしますが、御承知のように、五千五百万トンのうちには原料炭あるいは燃料炭あるいは無煙炭、こういうようなものがございますので、いわゆる雑炭は別にし

まして、そういうことでお聞きをいたしたいと思ひます。

○政府委員(今井博君) 五千五百万トンを非常に大ざっぱに分けて、千五百万トンが原料炭、四千万トンが一般炭、こういう大区分になるわけでございますが、この一般炭の四千万トンにつきましては、電力との四十二年までの長期契約によりまして、現在のところは二千万トンということになっておりましたところが、さらに三百万トンこれに追加しようということ、二千三百万トンを引き取ろう、こういう話になっております。したがって残りの千七百万トンにつきまして一体どうなるか、こういうお尋ねかと思ひますが、この問題は、それぞれの産業によつて事情が違ひますが、一般的な傾向としては、一般炭は特に揚地においては毎年漸減の傾向にございまして、産炭地の需要と固定需要との二つの面を分析いたしますと、おおむね産炭地におきまして約一千万トン程度の需要というものは十分確保できるのじゃないか。それからそれ以外の揚地におきましては固定需要、たとえば鉄道関係とかあるいは暖房用炭とか、そういう固定需要が、これは現在でも一千万トン近くございまして、まあ若干それが減りましたもその千七百万トンというものについては一応のめどが実は立つてございまして、それから電力で二千三百万トンと申しましたのは、これは九電力だけの需要でございまして、その他いわゆる産炭地発電というところで常磐火力、あるいは発電の火力発電所、西日本の火力発電所というものは実は電力の二千三百万トンには入れておりません。それ以外のブラ

ス・アルファという数字でございまして、これはいわゆる低品位炭でございまして、これが一体どの程度の精炭換算になるかという問題がございまして、一応その電力との契約の数字には入れておりませんので、そのプラス・アルファを考えますれば、この一般炭の長期の需給関係というものは、おおざっぱに見まして一応需給関係というものは十分確保できる。こういう実は見通しでございします。

○田畑金光君 そうしますと、大臣、まあ三十八年度までは五千五百万トンの出炭についても政府は責任を持つ。こういうふうな理解してよろしいのですか。

○国務大臣(佐藤榮作君) どうも責任という言葉を一々取り上げてまことに恐縮でございしますが、大体五千五百万トンという数字の需給のバランスは取るように政府は指導あつてせんをしていくというのが現状でございします。

○田畑金光君 御承知のとおり、石炭と重油の関係で、価格の面等においてこのバランスをはかろうというふうな立場から、あるいは石炭保護という意味もありましようが、そういう立場から重油ボーラー規制法というものが現存するわけで、ほとんど今日これが有名無実にはなっておりますが、来年の十月にこれは期限がくるわけですね。重油ボーラー規制法は三十八年度の十月末でなくなるわけですが、これは政府としては延長する意思があるのかないのか。この点はどうか。

○国務大臣(佐藤榮作君) 御承知のようにこれは三三年延ばして、そして今度期限がくるわけでございます。なかなか批判のきびしい法律でございしますから、ただいま政府はこれを再延長するということは考えておりません。

○田畑金光君 原油については、この予算の編成につれて、輸入関税を現行の暫定税率から、六%を一〇%に引き上げたのでしたね。キロリットル当たり三百二十円を五百三十円に引き上げたわけですね。その引き上げにあつた大蔵、労働の両省は離職者対策費、石炭対策費をこれから生み出すのだという考え方に立たれたし、しかし最後まで一番大事な通産省はこの原油の関税引き上げについては、輸入関税引き上げについては、もたもたしていたというところは、われわれは新聞でながめていたのですがね。もたもたする気持ちもわからぬでもないのですけれども、石油関税の引き上げの問題ですね。今後この石油関税の引き上げとか、あるいは重油についての重油消費税を設けるとか、あるいは重油の輸入関税を引き上げるとか、こういう問題については、通産大臣としては石炭とのいろいろな関係を考えてときに、このあたりはひとつ考えてもらってもよさそうだと思いますが、どういうお考えですか。ひとつこの際聞かせてもらいたいと思ひます。

○国務大臣(佐藤榮作君) まず石油関税の引き上げについて、通産省がもたもたした、もたもたしたことはわからぬではないと言われましたが、実は、実際にはあまりもたもたしておりません。もたもたしたというのとはどう御理解いただけるか、これは別として、伺うつもりはございせんが、ただ私申し上げたいのは、一般的——一般的ですよ。これは誤解があつては困ります

が、一般的、原則的に申して、このエネルギーが安ければいい、こういう考え方が一つあるわけでございます。この考え方は、今、わからないではないと言われる、その気持と合うものかと思ひますが、とにかく安ければよろしいと思ひますが、至るところにあるわけでございます。そうして、どうも通産省のやっておりますことは、石油は石油、石炭は石炭、水力は水力、こういうふうな各部門ずつで積み重ねをやつておる、その結果が問題なんだ、こういう批判を受けてきておるわけですね。これに対して私どもは、今までのような総合的施策が立てられておらない際——一応は持つておりますよ。さつきおあげになりましたように、所得増進計画による四十五年度総エネルギー量は幾らになる、こういうものは持つておりますが、その場合に、各分野を幾らにすることが望ましいか、そういうものがまだ明確でなかつたと思ひます。そういう段階のもとに置いて見ると、非常に抽象的な言い方で、あわして使つて、そして適正なものができればそれでしんぼう願えないか、こういう、まあよくとした言い方があつたと思ひます。そういう観点に立つて見ますと、石油関税というものを引き上げることについては是非の議論が各界にあるわけでございます。しかし、通産省といつたしましては、いろいろな対策費などが出て参りますし、必要でございまして、いわゆる総合的な計画らしい計画とまではいかないまでも、ばくとして、総合的に何か考えなければならぬという気持はある。そういう意味から申すと、ある程度関

税を引き上げ、その収入分をもつて対策に回す、こういう考え方が望ましいだらう、こういうので、この石油関税を通常関税にしたというのが実情でございします。今回閣議決定にもありますように、今度は通産省の中に総合エネルギー審議会がございします。そうならば、これは一そう今後明確になつていくだらう、この点を強く推進すべきだらう、かように思ひます。総合エネルギー審議会を通産省にまず置くという、この考え方にしても、あるいはもっと積極的に、内閣に置いたらどうかという議論もあるわけでございます。しかし、御承知のように、原子力そのものは、科学技術庁が行政官庁としていろいろ指導はいたしておりますけれども、原子力発電となりますと、やはり通産省の關係になつて参るわけでございます。そういうことを考えますと、全部が全部通産省所管の事業のようには考えられる。そうすれば、通産省内に総合エネルギー審議会を置くこと、これは意味のないことじゃないか、これは意味のあるわけでございます。この審議会が活動することになれば、必ずやただいま心配なさるような将来のあり方、関係等のあり方につきましても、いろいろ御議論の出でくることじゃないか。これはよく審議会等の意見も聞きましてその結論を出していききたい、かように思ひます。いわゆる独善にならないような形、特に原則論的に申しました、冒頭に申しましたような考え方が非常に多いのでございします。そういう点の意見をよく調整する必要がある、かように思ひます。

○田畑金光君 エネルギーの調査団を今度派遣される、あるいは総合エネルギー審議会を今度は通産省に置かれて、通産大臣の諮問機関として強力な機関を設けられる、これはよくわかりますけれども、通産大臣、今度の閣議決定の内容を見て一番感ずることは、何でも今度派遣する調査団に調査をしてもらつて、その結果をえられたら、今度は通産省に強力な総合エネルギー審議会を設けて、その意見を聞いてやるんだとか、何でも調査団とか、審議会で審議が尽くされて出た結論を執行すると、もうすぐでもあつたら石炭は明るくなるような、こういう印象というものを強く与えられてゐるのです。私はどうもこれはあまりにも大きな責任を調査団や審議会に政府は預けるようなものじゃないかと、こう思ふのです。あけてびつくりでね。調査団の調査結果を聞いてみて、あるいはまた審議会の答申を見て、さて政府がやる政策はあまりパツとしなかつたというふうになつてきまして、これはたいへんなことじゃないかと、こう思ふのです。大体総合エネルギー審議会を設けられるというお話ですが、昨年八月です、通産省には通産大臣の諮問機関として総合エネルギー懇談会というものが置かれていたんじゃないですか。そのエネルギー懇談会がいろいろな意見を通産大臣に建議されて、それがことしの石炭政策その他になつてゐると思ふのですがね。エネルギー懇談会というものが今まであつたでしょう。総合エネルギー懇談会というものが今までありましたが、今度は総合エネルギー審議会と名前が変わつただけですが、ね。そういうものにそんな大きなものが期待できますか。私は、この際ひと

を実現するかいなということも、私にはやはりこの第五項目が重要な一つの要素になってくると思つてゐるんですが、この点通産大臣は五項目について、どのような考えでおられるのか、構想をこの際お聞きしておきたいと思ふんです。

○国務大臣(佐藤榮作君) 五項目に関する事柄は、たゞいまうすでに予算なりあるいは資金なりが政府としては決定をいたしております。今日すぐその点を直ちに改定するというわけには、実は参らぬと思ひます。しかし、今の一年間に計画されている金の使い方、これはひとつ繰り上げてこれを實施に移す、そうしてこの年度内にそういう金についての不足を生じた場合には、あとの補給をしていく、こういう方向でまかされてみたいと思つております。この考え方について、開銀の融資ワクの八十億というものをとりあえずその一部をこの四月中にでももうすでに出すと、そういう措置をとらうと、かように思つております。

○田畑金光君 これも私大手十八社の資料しか手持ちがありませんが、借入金金の残高というものをこれで見ますと、三十六年の上期でございまして、期末の残高で設備資金というのが五百四十八億、運転資金が四百二十一億、九百六十九億の借入れをやつてゐるわけですね。かれこれ一千億前後の借入れをやつておるわけですね。そこで開銀資金の八十億と申しますと、結局年間の利息相当額だ、こういうことになるわけですね。さらにまた一千億の借入れをやつておりますと、利息のほかに元金の償還ということも当然考えられるわけで、ここで私、衆議

院の商工委員会で石炭炭業連合会の中の人の方の、中小の代表の長岡専務理事の意見を讀んで見ますと、十幾つかの点にわたつて特に中小炭鉱としても金融措置というのを一番大事に考へておるので、政府に特段の措置をかねがね申請しておる、こういうことを言つておられますが、これは御存じでしょうか。政府のほうに今大手あるいは中小から金融の面についてはどういう申し入れがあつて、これに対して当局としてはどういふ返事をなさつておられるのか、この辺をひとつ聞かしてもらいたいと思ふのです。

○政府委員(今井博君) 大手炭鉱のみならず中小炭鉱からも資金の確保については、非常に強い要望が出ております。したがつて、これは大手炭鉱のみならず中小炭鉱に對しても、資金の特別措置というものが必要だと考へまして、昨年度の暮れには石炭緊急融資というものを中小炭鉱に對象に行なひまして、これは金額は十五億となつておりますが、その後追加がございまして、全体としては十七億程度に実績としてはなつておるものと推定されます。そのほか財政資金の割り振り等につきましても、まあ大手に偏重しておるのじやないかということが非常に言われておりますけれども、全体の資金の確保、資金全体の量に對しては財政資金でめんどろを見ておる比率から申しますと、大手炭鉱と中小炭鉱との間に全体の量としては、現在においてはあまり差がなくなつてきておりますので、これはもう大手中小のみならず、これはできるだけその資金の措置については実は努力をして参つておるつもりです。

○田畑金光君 大臣の御答弁、先ほどの御答弁承りまして、まあ要するに予算措置もできておるので結局まあ当面はこれを繰り上げ充当するというお話で、そうしますと今回の新政策の第五項に基づいて今後大手あるいは中小の資金手当てに対する要望等についても、十分今後の予算補正その他において政府は考慮する、こういう方針だということでお聞きしてよろしいですか。

○国務大臣(佐藤榮作君) 将来の問題としてよく関係業界とも相談するといふ考へでございします。相談した上で措置をとらうということです。

○田畑金光君 さらにこの中小炭鉱なんかの要望で、開銀資金の借入金について一部返済をひとつ猶予してくれぬか、あるいは現在開銀の資金は金利は六分五厘でしたね。この六分五厘を五分に引き下げてくれないかというやうな具体的な要望等もあつたんですが、こういう個々の問題等について検討される用意があらうか、どうですか。

○国務大臣(佐藤榮作君) もちろんよく実情を伺つてもうございします。しかし一般的な今の金融難に對しては他の業界も努力しておるもの、これはあまり特別扱いができるものかと思ひません。やはり石炭の安定という方向という、そういう意味の前進する形において供給される資金、こういうことが第一に私どもが問題にするものでございします。この点をいわけゆる便乗的な金融措置というものはなるべく避けたい、こういう気持でおります。

○田畑金光君 一般の経済界の動きや金詰まりを見ましたときに、石炭だけに特別云々ということはないかとお話のとおりでありますけれども、私の申し上げるのとは便乗的な云々という意味ではなくして、ほんとうに炭鉱の近代化のために必要であるというやうなことであるならば、政府としても十分誠意をもつてこれにこたえてもらいたい、こういうことですから誤解のないやうにひとつつとていただきたいと思ふのです。

○国務大臣(佐藤榮作君) ただいまの田畑さんの言われるとおりに私も考へております。

○田畑金光君 さらに昨日、萩原石炭協会の会長のお話を聞いておりますと、こゝまで石炭が追い込まれてくると、もつとひとつ、政府は従来の考へ方のワクだけにとられぬで、積極的に考へてもらふべきだ、その一つの考へ方として、これは私はいい悪いは別です、自由企業としてはもう限界にきたというお話ですね。しかし私は国有国営とか、あるいは国家管理とかという考へ方には組み込まない、こういう石炭協会の御意見です。イギリスの例も引かれて、イギリスは国有国営になつてゐるが、非常に非能率だ、それで数千億の赤字を出してゐる。それは結局財政資金からまかなわれておる、そのことを考へれば、現在の私企業の中において、この石炭経営を軌道に乗せていくためには、たとえば電力とかあるいは石油とか、そういう総合エネルギーとの関係において考へてみても、価格差補給金というやうな考へ方でやつぱりこの際政府は石炭のめんどろをみるべきものだと思う、こういうことを述べられておるわけですね。萩原さんの立場としては、よく理解できる考へ方だと思ふのですが、これはやっぱり先ほど通産大臣も、あくまで

も私企業として石炭企業を守つていくという前提で、お話をなさつておられるし、方針も立てておられるわけですが、やはり価格差補給金なんということも、こゝまでくれば、これは考へてもいいのじやないかということも、当然議論として出てきますが、どういふお考へでしようか。

○国務大臣(佐藤榮作君) 議論としていろいろな御意見を出されることはけっこうですが、ただいま一番大事な点は、こゝまでくれば、あるいはこゝまで追い込まれれば、その点が一番問題じゃないかと思ひます。だから今こゝまでくればという事柄が簡単に片づけられては実は困るので、そういう点を十分検討しないと、次の結論を出すわけにいかない。一般的に申しますならば、いわゆる竹馬経済は本来から申しまして望ましい姿ではないのでございしますが、だからそういう意味で、こゝまでくればと簡単に片づけられたが、そのところをもう少し掘り下げてみる必要があるというのが私の私どもの気持であります。

○田畑金光君 これはまだ私は一般論的にお尋ねしますが、こゝまでくれば、こゝまできたらということに、かりにある時期にきて、こゝまできたらという場合に、いわゆる私企業をあくまで経済運営の原則としてとつておられる政府においては、やっぱり今の石炭協会の考へ方のようなことも出てくると思ふのですが、一般論としてどうでしようか。

○国務大臣(佐藤榮作君) 一般論あるいは抽象論として申し上げますと、いわゆる経済的限界にきた、こういう場合に、これは経済的な立場からだけ結

論を出すわけにいかない。その事業が置かれておる、その産業が占めておる地位などを考えて、やはり政治的な結論を出す場合もあり得る、かように御了承いただきたいと思ひます。

○田畑金光君 これは四月十三日に御承知のように炭労の春闘における賃上げ闘争というのも、中労委の職権あつせんによつて無事解決を見たわけですから、ところが、経営者のほうでは一方五十五円、月千三百七十五円の賃上げは、トン当たり百三十三円あるいは百五十円のコストをプラスすることに、なかなかなども今の石炭経営では消化できない。こういうようなことで、たしか石炭経営者協議会の会長と松本専務とが政府をたずねられて、そのときは佐藤通産大臣、ニュースによると会つておられなかつたようですが、大平官房長官が会われて、今度私のはうではこれだけ賃上げをすることになった、ところがなかなか金融措置が困難だ、政府において金融について考へてくれぬか、こういう申し入れがあつたそうです。さらにまた藤林中労委員長は、このあつせんを提示されるにあつては、当局の特に石炭に対する協力を求めるように、こういうことを念を押されてあつせん案は出されておるわけだ、ところが、この業界側の資金あつせんの要望に対しては、佐藤通産大臣は、四月十三日の閣議のあとの記者会見ではこういうようなことを言われておるわけですね、中労委は労使双方の立場をもつと慎重に検討したうえ、実態に即したあつせんを行なうべきだ、中労委はあつせんにあたり経営者側に対し関係当局の協力を得ることを口頭説明し、経営者

側もこれにもとづいて政府の助成を求められておるようだが、政府としてはこのような要求には応じられない。経営者側があつせん案を受諾した立場はわかるが、政府としてこの賃上げに対して特別に融資措置をとる考えはない。、こういうお答えをされておるわけだ。通産大臣のこの発言は非常に重要な発言で、すぐ一週間前には石炭新政策の六原則を発表されて、その直後にこの炭労の賃上げに伴う融資依頼に対してはこういう発言をなさつておる。どうも通産大臣の考え方というものが、閣議決定の場合には非常にこれは前向きで積極的だと思つて期待したにもかかわらず、その直後においては、どうもそうでもない、これはどういうことでしょうか。

○国務大臣(佐藤作君) 大体その新聞に出てゐるのは私が話したこととあまり違ひはないようでございます。私は、本来争議が、賃上げの問題というか、賃金争議の問題は労使双方で片づける筋のものだ、こういうことを強く私自身は感じております。それで、その労使双方のこの争議が、自分で責任が持てないような範囲の解決というものはおかしいのじゃないか、だから、経営者側でそういう案をひねら、経営者はその処理を自分ですべきだと思ひます。だから、その本来の原則的なことを私は申し上げたつもりでありまして、いわゆる労使双方で責任を持つべき事柄について、その跡始末を政府に持つてくるということは、これはどうも筋道が違ふ、こういう考え方を私は私にしているものであります。だから、ただいまも申し上げるような言辭が出来るわけだ、ことに御承知だと思ひま

すが、今回の賃上げは本来石炭合理化で考へております三・八%ですか、その賃上げをはるかに上回るものなんです。昨年も約七%近く上がったと思ひます。今回はまた六・八%ですか、それだけの上がり方でございます。しかもこれを了承することによつて、一月にさかのぼるわけでございます。そういうことを考へますと、経営者側が責任が持てる立場において、そういうものについての責任のある回答をすべきだというのが私本来の考え方なんです。労使双方の問題に対して政府が積極的に関与、干渉することは、これは不都合だといへる。しかしながらその跡始末を政府がするということも同様な意味において理論的でない、これは実は私の主張であります。そういう意味でその新聞記事を御了承いただいたのであります。

○田畑金光君 今の答弁はどうも私納得いきませんが、たとえば四月六日の閣議決定、あの内容を見ても、さらにそれにさかのぼる四月四日から四月五日の朝がたにかけての政府が仲に立つていろいろ努力されたあの問題、あれ等も本来からいうと労使の問題として処理されるような問題も多々あるわけですね。そういうような問題について、やはり政府が労働政策の一環として社会不安を除去するという立場において関与されておるわけですね。私、関係が関連しておるとか悪いとか言つてゐるんじゃないやしませんよ。ところが今回のこの炭鉱の労使の賃上げの問題も、言うなればこの問題というものは石炭政策全般の中で考へるべき問題だと、こう思ふのです。通産大臣はそうしますと三・八%という合理化計画の

中に計上された範囲内の賃上げであるならば、これはしごく妥当だし、もしそれによつて経営者が金融措置が困るならば考へてあげることが、三・八%を上回つた六・八%の賃上げを認めたと、いうことは、これは認められないんだ、こういうお考えであるのかどうか。ことに私の通産大臣に考へてもらいたいのは、四月五日から炭労が政策転換で無期限ストをやると、もしかりに無期限ストに追い込んだときはどうなるか。これはそのことによつて一番困るのは石炭業界自身じゃないか、私はこういう問題だと思ふのです。それは私たしもそう思つております。あの段階において無期限ストライキに入つた場合に一番だれが困るか、やっぱり私は石炭自身が一番困ると思う。そうして石炭の市場というものが、また重油によつて、石油によつて荒らされるといふことを考へたときに、あの無期限ストは避けなくてはならぬ、こういうことで私は政府も乗り出されたものだと、こう思つておるんです。今度のやつぱり十日以降の無期限ストに対して、中労委が仲に入つたというの、中労委はやっぱり炭労が無期限ストに入つて泥沼の争議、闘争をやるといふことは、結果においては、石炭が困るんだ、この際中労委という第三者機関、公共機関が仲に立つて、早くこの争議をおさめることが石炭を救う道であるし、石炭業界に対して中労委の当然果たすべき役割だ。これは政府が四月五日以降の政策転換闘争に対して無期限ストを回避するためにとつた措置だと、私は中労委が四月十日以降の賃上げの無期限ストに対してとつた措置というものは全く同じ考へ方だと思ふの

です。公共機関という立場において全く同じだと思ふ。私はそういう立場から見るならば、佐藤通産大臣がこういう談話で問題を避けておられるということは卑怯なことだと、私はこう思ふのです。これはやっぱり私は中労委の考へ方は、政府の考へ方とその点に關する限り同じ考へ方だ。だから私も、政府も当然協力されるのがあたりまえだと、こう思ふのです。どうでしょう

○国務大臣(佐藤作君) 今のお話で二つばかり誤解があるように思ひました。その一つは、この閣議決定は労使双方に關係のある問題もあると、こういうことを言われましたが、これはどういう意味ですか、労使双方の争議を調停あるいは仲裁するような立場において、政府が閣議決定をしたのでは実はございせん。そうでなく、労使双方で取りきめるべき事柄については、政府は関与しないというか、干渉がましい態度はとらないというか、非常に慎んだつもりでございます。したがつて、そういうことは避けられておると私は思ひます。だから、この閣議決定はそういう意味で純粋閣議決定としてできておる。それでこの閣議決定をいたしますまでの経緯については、せつかく、する以上その政府の案が各界から理解ができるようなことが望ましいということ、事前にそれぞれの方々の御意見を聞いておることはもちろんであります、いわゆる交渉の過程としてこういうものができ上がったものでないことは、これは御了承願ひたいと思ひます。

それから第二の点で私が申し上げたいのは、三・八%というものを政府は

合理化できめたんだから、三・八%以内に決定するのなら文句がないのか、またそれでめめたのなら、政府は、金がないといえど融資をするのか、こういうお尋ねでございますが、私はそういうことを申し上げるわけじゃございません。政府の三・八%という合理化計画、もちろんそういう一応の基準は持っておりますが、中労委は中労委の本来の立場において、それは適正な賃金のあり方というものを決定するので、それから、政府がきめた政策に従わなければならない、そんな乱暴な意見を申し上げたつもりは毛頭ございません。しかし私の申し上げたいのは、中労委自身が、たゞいま田畑さんが御指摘になりますように、多分に政治的な意図が含まれてあつた、あつせん、あるいは調停をなさるとしたら、これは本来の姿じゃないだろう、こういうふうに私は思うのでございます。だから、その政治的意図はなかつたんだと、ただ、それからあとの政府に対する気持は堅持として申したので、これは政治的意図はございませんと言われれば、それはそれまで済みませうけれども、同時にこれが政治的な意図があれば中労委本来の姿じゃないんじゃないか、こういう感じは実はします。だから、私どもはこの三・八%というものをきめて、これは相当合理的な基礎に基づいての賃金のあり方というものを考えたわけでございますから、そういう点も中労委とすれば、もちろん考慮した結果、六・八%上げられたんだと思う。ここに双方の主張の食い違いがあるはずなんです。経営者とすれば、当然、三・八%ならわれわれの計画どおりだから、そういう方向で進めていくん

だ、しかし六・八%であると、これは従来の計画とはよほど違つてくるから、自分のほうの計画に非常になごを来たす、そうすれば資金的にも困る。そういう問題に必ず当面するだろうと思う。それこそ労使双方できめることじゃございせんか。だから労使双方できめる事柄を今度のんだ、これはのまざるを得なかつた、一応出た調停案だから、それがさらに改定されることは考えられぬからなんだというのが言ひ分だろつと思う。また田畑さんが先ほど、その新聞記事にある私の談話、これをのんだことはわかるが、こういうことをいっておるのは、そういう意味もあることを御了承いただきたいと思ふ。そうすると、やはり労使双方の間で解決すべき事柄だ、そうして金が足りないから政府に持つてこい。他の場合においてそういう問題が起きたらどうなりますか。何々紡績会社が全織と経営者とで話をした、そうして調停案が出る。経営者は今までのなにかから見れば、どうしてもそれを引き受けるわけにいかない。政府において姉妹末をして下さい、あるいは鉄鋼関係のストライキにおいてそういう問題がある、こういう事柄はこれは本来の筋じゃないんじゃないかと私は思ふ。だから、私の申し上げているのは、先ほど申申し上げておられますように、純理で実は申し上げている。こういう事柄がやはり労使のよき慣行になるんじゃないかと私は思ふ。でき上がったものだから仕方がない、これはまあ姉妹末しろつという、あるいはそれは実際問題としてはそういう結果になるかわかりませんよ、なるかわかりませんが、それは一々政府がそういう

結果を始末する筋のものじゃないと思ふ。また何も経営者も、中労委自身も、これは石炭産業として政策転換の争までやつて、政府は閣議決定したのだと、だから石炭産業については特別にめんどろつを見るのだ、だからまあ組合側でこれだけ要求しておるのだから、これで一応話つておるというようにな、そういう安易な考え方で中労委本来の職能が達成されると思ふない、こういう一部不満の意向もその新聞談話の中に入つておるのです。かように御了承いただきたい。

○田畑金光君 まあ大臣の御答弁はたいへん苦しい御答弁だと思つて私は聞いておりますけれどもね。これはやはり確かに中労委の裁定というものが見ようによつては、政治的な考慮を加へておるとそれは見えないでもないと思ふ。しかし私はそれでいいのだと思ふのです。公労委だつても、たとへば公共企業体の裁定を下すについて、やはりそれは諸般の経済の動きとか、いろいろな状況を見るので、その意味に關する限り政治的な考慮を加へておると私は思ふのです。中労委においても私は同様だと思ふのです。ことに私は今日のような石炭業界においては、いかなる機関が携つて、やはり政治的な考慮というものを前提にせぬ限り私は物事は前に進まぬ、こう思ふのです。ことに今お話のように、鉄鋼とか繊維産業とか、いろいろお話がありましたが、私は石炭のやうに、ここまで圧力を受けた産業なるとゆゑに、これは申しておるのであつて、その他の産業の場合同じやうなことを申しておるのじゃないのです。ことに私はこれに關連して感じま

すことは、これは大臣よく考えてもらいたいと思ふのですが、第六項目です、新政策の第六項目に、「石炭鉱業の最低賃金に關する中央最低賃金審議会の中間答申を尊重し、同答申にうたわれておる専門部会を設置する。」、これなんかも私は、いろいろな理屈はあるかも知れぬが、思想は、要するに早く石炭業界にも、坑内労働者にも最低賃金というものをやはりきめて、石炭産業にも若い人方が働けるやうに雇用の安定をはかつていこうというのが私はこの第六項目だと思ふのです。たとへばことしの国鉄の公労委の裁定は、あれは裁定の内容プラス定期昇給を加へました二千五百円前後だといわれております。ところが地下産業の労働者は一方五十五円というの、別に定期昇給がそれに加わるのじゃございませぬ。これは千三百七十五円です。国鉄の半分ですね。定期昇給も何もないのですから、地下産業の労働者がこの間からしばしばこで取り上げられておりますように、低い賃金に、今雇用の不安定の中にさらに苦しんでおるといふことを考えたとき、中労委がある程度の裁定をするのは、これはあたりまえの話だと、こう思ふのです。私がそういう立場からながめてみますると、通産大臣が責任をもつて出された新政策の第六項目の中に、最低賃金について云々という案にりつぱなことがあるのです。これは石炭労働者についても、地下産業労働者についても、最低賃金を早くきめて、そして雇用の安定をはかり、労働者の生活を引き上げたい、こう、中労委の今度出した案というの私は全く同じ思想、同じ考え方に立つておる、しかも石炭産業を背景

にして考えておる。そういうことを考えたとき、私はいささかどうも通産大臣のこの談話というものは大政治家としては少しどうかと思ふのですが、どうでしょう。

○国務大臣(佐藤榮作君) まあたいぶ話が核心にきたやうな気がします。私は今まで中労委の裁定が間違つておるとか、いいとかいうお話はしなかつたつもりでございます。ただ私は、これは社会党の吉田さんでしたか、どなたでしたか、お尋ねのときもそういうことを申し上げたと思ひますが、ただそういうものは引き受ける、了承するというか、のむというか、やはり経営者の責任においてやるべきではないか、かように実は思つておるのでございませぬ。たゞいま田畑さんがお話になりましたが、当然政治的な考慮が払われべきものだ、こういうことを言われま

ごらんになりまして、地下労働者としてはまことに安いとか、まづよくあそこまで出したものとか、御批判なさるならいいですが、そうじゃないでしょう。それから最低賃金というものについては、私は最低賃金というものについて非常に積極的な気持を持っておりまして、昨年その案が出ました当初から、最低賃金は早く確立すべきだということを主張している一人でございます。したがって、これが今なお結論が出ていない、これは中間答申が出たというだけで、その後進んでいないので、さらに六項目に入れてこれを再確認したという形になっております。いろいろ御議論ございましたけれども、この点はまたの機会に、その点は本筋から少しはずれて参りましたが、なにしていただきましたが、たまたまの経営者側があの賃金支払い上の問題についてどういうふうに工夫し、また、その問題で、政府と折衝を持つか、その政府の折衝にひとつまかしていただきたい。私は先ほどもお断わり申し上げたように、原則的なお話をしているというのを申し上げたのでございますが、具体的な問題についての処理は、今後経営者側の意向、意見などもよく聞いた上で、そうして適正な、適当な処理をするという考えでございますから、この点は誤解のないように願いたいと思います。

○田畑金光君 私はいまもう間もなく終わりますけれども、最近の炭鉱労働者の年令の動きというが、平均年令、年令構成がどのように動いているか、これをちょっとひとつ教えてもらいたいと思います。

○政府委員(今井博君) 最近三十七才から三十七才程度に移りつつあると思います、平均がです。

○田畑金光君 今のお話ですが、もうちょっと三十年ごろから三十五年あたりまで、まあ六年まで資料があればなおけつこうですが、三十年から三十六年までの年令構成の動きですね。さらにまた、現在の炭鉱の雇用の情勢について、資料があれば資料に基づいて御説明願いたいと思うのです。

○政府委員(今井博君) 現在手元に常用労働者の年令別構成推移というものがございまして、これの平均年令がちょうど出ておりませんが、一番それのうちで多数を占めるたとえば二十五才から三十才まで、これが三十一年の十二月末には一九・八%でございまして、三十三年には一八・七%、三十五年の末には一六・五%と、こういうふうにそのパーセンテージが減つて参っております。それから三十才から三十五才まで、これが三十一年末が一七・六%でございまして、三十三年末は一八・七%、三十五年の末は一八・六%と比率が上がつて参っております。それから三十五才から四十才まで、これが三十一年末は一三・八%でございまして、三十三年末は一四・四%、三十五年の末は一六・四%というふうにパーセンテージが上がつて参つております。この三つの指標以外の数字はございまして、この三つの指標でもって年令構成が順次上がつてきているというところはうかがえると思います。なお、この表は差し上げてけつこうでございまして。

○田畑金光君 大臣も今お聞きのとおり、炭鉱労働者の人員の構成というのは、もうほとんど二十代から三十才

前後の者はいなくなつて、だんだん年とった者の中に集中してきておる。これが一般の状況だと思ふのです。私の知つている常磐炭田のある山等においては、平均年令が四十三才ないし四十四才です。そういう状況に來ておるわけでは、これなんかはまあいろいろ要素から來ておるわけですが、いづれにしても、人員を整理しても労働力の質として非常に低下しておる。人だけ減らしても能率が上がるという時期はもう過ぎておるわけですね。だから、私は、ここあたりでもつと問題を掘り下げて考へてみる必要があると思ふんです。そういう意味におきまして、先ほど最低賃金の問題とか今回の中労委のあつせん案の内容とか、私がとり上げておるの、やはりこういう角度から申し上げておるといふことをひとつ大臣もよく考へて参照していただきたい、このことを強く私は要望しまして、時間も來ましたから、私の質問は終わります。

○吉田法晴君 総合エネルギー対策の確立、その中における炭鉱労働者の生活の安定と雇用の安定のための施策について質問をすべきものがまだたくさん残つておりますけれども、時間がございませぬので、審議しなかつた合理化法それから炭産地振興事業団法案に関連をして二、三お尋ねをいたしたいと思ひます。

○政府委員(今井博君) 今度の炭鉱の整理方式を考へました際に、今、吉田先生の御指摘になりました点については、私は十分配慮を致したつもりでございますが、その事情を申し上げますと、今日までいろいろ石炭山の買収をやりました実績を、特に筑豊地区の山につきましても調査を行ないました。代表的な炭鉱約二十八につきまして、筑豊炭田の調査の結果は、今までの買取代金のうちで、鉱害関係に支払われたもの、これは既発生と未発生を合算して、約三五%が鉱害関係に支払われております。それから賃金関係は一八%、その残りが、その他の抵当権とか、その他の債務に充當されておるといふのが調査の結果でございます。

もありまして、千四百円で制限をせられそのいわば配分をどうするかという問題もあり、衆議院で公租公課等あるいは抵当権を設定した債権とそれから賃金、鉱害の順位がどうなるのか、こういう質問等もあつたということを開いておられますが、事実上打ち切られて、それから債権が残る。これは非常な不安の原因になります。これは非常な不安の原因になります。この不安をなからしめるためにどういう施策を講ずべきか、こういうことをまずお尋ねいたしたいと思ひます。よく鉱害にについては、復旧をいたしますときに打ち切り補償契約をいたします。ところが今度の場合には千四百円限度で、事実上賃金にしても、あるいは鉱害にしても、あるいは公租公課、関連商社の債権にしても打ち切られる、こういう実態が起るのではないかと考へるんですが、それからこれに関連をする不安をなからしめる方策についてお伺いをいたしたいと思ひます。

○政府委員(今井博君) 今度の炭鉱の整理方式を考へました際に、今、吉田先生の御指摘になりました点については、私は十分配慮を致したつもりでございますが、その事情を申し上げますと、今日までいろいろ石炭山の買収をやりました実績を、特に筑豊地区の山につきましても調査を行ないました。代表的な炭鉱約二十八につきまして、筑豊炭田の調査の結果は、今までの買取代金のうちで、鉱害関係に支払われたもの、これは既発生と未発生を合算して、約三五%が鉱害関係に支払われております。それから賃金関係は一八%、その残りが、その他の抵当権とか、その他の債務に充當されておるといふのが調査の結果でございます。

て、鉱害と賃金を両方合計いたしますと、三五と一八で約五三%という数字になるわけでございます。しかし、このたびは前の買取代金よりも若干――従来の平均が約千二百円から千三百円というところになっておりますが、今回は千四百円という、一般の鉱業施設、機械等を買いませんので、そういう点もあわせ考へまして、この鉱害と賃金関係で一定の割合を留保しなさい、いかに、こう考へまして、今回は交付金の中で一定の割合をこえない範囲内において、ひとつ優先弁済を事業団が廃止事業者にかつてやる必要があるといふことで、三十五条の三に賃金債務と鉱害の賠償債務の弁済についての特例を設けたわけでございまして。その一定の割合をどの程度にするかという問題でございまして、現在のところ、約七割を留保しようといふことを実は考へております。従来の実績によりまして約五三%ということになっておりますが、先ほど述べましたトシ当たりの金額等を考慮いたしまして、七割程度金額を留保すれば大半の賃金債務、鉱害の賠償債務という点は確保できるんじゃないか、実はこう考へておるわけでございます。ただ、この場合におきまして、特に鉱害の関係等では従来の実績では鉱害のほうがはるかに実は買取代金よりも多いという山が今までの約五割ほどございまして、こういう例がやはり今後もし起ると思ひまして、そういうふうな山につきましては、これは事業団が交付する場合、どうせ山へ入りますから、これは今までの経験でこういう点は割合簡單につかめますので、そういう場合には一定の割合の七割というものを一〇〇

て、鉱害と賃金を両方合計いたしますと、三五と一八で約五三%という数字になるわけでございます。しかし、このたびは前の買取代金よりも若干――従来の平均が約千二百円から千三百円というところになっておりますが、今回は千四百円という、一般の鉱業施設、機械等を買いませんので、そういう点もあわせ考へまして、この鉱害と賃金関係で一定の割合を留保しなさい、いかに、こう考へまして、今回は交付金の中で一定の割合をこえない範囲内において、ひとつ優先弁済を事業団が廃止事業者にかつてやる必要があるといふことで、三十五条の三に賃金債務と鉱害の賠償債務の弁済についての特例を設けたわけでございまして。その一定の割合をどの程度にするかという問題でございまして、現在のところ、約七割を留保しようといふことを実は考へております。従来の実績によりまして約五三%ということになっておりますが、先ほど述べましたトシ当たりの金額等を考慮いたしまして、七割程度金額を留保すれば大半の賃金債務、鉱害の賠償債務という点は確保できるんじゃないか、実はこう考へておるわけでございます。ただ、この場合におきまして、特に鉱害の関係等では従来の実績では鉱害のほうがはるかに実は買取代金よりも多いという山が今までの約五割ほどございまして、こういう例がやはり今後もし起ると思ひまして、そういうふうな山につきましては、これは事業団が交付する場合、どうせ山へ入りますから、これは今までの経験でこういう点は割合簡單につかめますので、そういう場合には一定の割合の七割というものを一〇〇

て、鉱害と賃金を両方合計いたしますと、三五と一八で約五三%という数字になるわけでございます。しかし、このたびは前の買取代金よりも若干――従来の平均が約千二百円から千三百円というところになっておりますが、今回は千四百円という、一般の鉱業施設、機械等を買いませんので、そういう点もあわせ考へまして、この鉱害と賃金関係で一定の割合を留保しなさい、いかに、こう考へまして、今回は交付金の中で一定の割合をこえない範囲内において、ひとつ優先弁済を事業団が廃止事業者にかつてやる必要があるといふことで、三十五条の三に賃金債務と鉱害の賠償債務の弁済についての特例を設けたわけでございまして。その一定の割合をどの程度にするかという問題でございまして、現在のところ、約七割を留保しようといふことを実は考へております。従来の実績によりまして約五三%ということになっておりますが、先ほど述べましたトシ当たりの金額等を考慮いたしまして、七割程度金額を留保すれば大半の賃金債務、鉱害の賠償債務という点は確保できるんじゃないか、実はこう考へておるわけでございます。ただ、この場合におきまして、特に鉱害の関係等では従来の実績では鉱害のほうがはるかに実は買取代金よりも多いという山が今までの約五割ほどございまして、こういう例がやはり今後もし起ると思ひまして、そういうふうな山につきましては、これは事業団が交付する場合、どうせ山へ入りますから、これは今までの経験でこういう点は割合簡單につかめますので、そういう場合には一定の割合の七割というものを一〇〇

て、鉱害と賃金を両方合計いたしますと、三五と一八で約五三%という数字になるわけでございます。しかし、このたびは前の買取代金よりも若干――従来の平均が約千二百円から千三百円というところになっておりますが、今回は千四百円という、一般の鉱業施設、機械等を買いませんので、そういう点もあわせ考へまして、この鉱害と賃金関係で一定の割合を留保しなさい、いかに、こう考へまして、今回は交付金の中で一定の割合をこえない範囲内において、ひとつ優先弁済を事業団が廃止事業者にかつてやる必要があるといふことで、三十五条の三に賃金債務と鉱害の賠償債務の弁済についての特例を設けたわけでございまして。その一定の割合をどの程度にするかという問題でございまして、現在のところ、約七割を留保しようといふことを実は考へております。従来の実績によりまして約五三%ということになっておりますが、先ほど述べましたトシ当たりの金額等を考慮いたしまして、七割程度金額を留保すれば大半の賃金債務、鉱害の賠償債務という点は確保できるんじゃないか、実はこう考へておるわけでございます。ただ、この場合におきまして、特に鉱害の関係等では従来の実績では鉱害のほうがはるかに実は買取代金よりも多いという山が今までの約五割ほどございまして、こういう例がやはり今後もし起ると思ひまして、そういうふうな山につきましては、これは事業団が交付する場合、どうせ山へ入りますから、これは今までの経験でこういう点は割合簡單につかめますので、そういう場合には一定の割合の七割というものを一〇〇

て、鉱害と賃金を両方合計いたしますと、三五と一八で約五三%という数字になるわけでございます。しかし、このたびは前の買取代金よりも若干――従来の平均が約千二百円から千三百円というところになっておりますが、今回は千四百円という、一般の鉱業施設、機械等を買いませんので、そういう点もあわせ考へまして、この鉱害と賃金関係で一定の割合を留保しなさい、いかに、こう考へまして、今回は交付金の中で一定の割合をこえない範囲内において、ひとつ優先弁済を事業団が廃止事業者にかつてやる必要があるといふことで、三十五条の三に賃金債務と鉱害の賠償債務の弁済についての特例を設けたわけでございまして。その一定の割合をどの程度にするかという問題でございまして、現在のところ、約七割を留保しようといふことを実は考へております。従来の実績によりまして約五三%ということになっておりますが、先ほど述べましたトシ当たりの金額等を考慮いたしまして、七割程度金額を留保すれば大半の賃金債務、鉱害の賠償債務という点は確保できるんじゃないか、実はこう考へておるわけでございます。ただ、この場合におきまして、特に鉱害の関係等では従来の実績では鉱害のほうがはるかに実は買取代金よりも多いという山が今までの約五割ほどございまして、こういう例がやはり今後もし起ると思ひまして、そういうふうな山につきましては、これは事業団が交付する場合、どうせ山へ入りますから、これは今までの経験でこういう点は割合簡單につかめますので、そういう場合には一定の割合の七割というものを一〇〇

て、鉱害と賃金を両方合計いたしますと、三五と一八で約五三%という数字になるわけでございます。しかし、このたびは前の買取代金よりも若干――従来の平均が約千二百円から千三百円というところになっておりますが、今回は千四百円という、一般の鉱業施設、機械等を買いませんので、そういう点もあわせ考へまして、この鉱害と賃金関係で一定の割合を留保しなさい、いかに、こう考へまして、今回は交付金の中で一定の割合をこえない範囲内において、ひとつ優先弁済を事業団が廃止事業者にかつてやる必要があるといふことで、三十五条の三に賃金債務と鉱害の賠償債務の弁済についての特例を設けたわけでございまして。その一定の割合をどの程度にするかという問題でございまして、現在のところ、約七割を留保しようといふことを実は考へております。従来の実績によりまして約五三%ということになっておりますが、先ほど述べましたトシ当たりの金額等を考慮いたしまして、七割程度金額を留保すれば大半の賃金債務、鉱害の賠償債務という点は確保できるんじゃないか、実はこう考へておるわけでございます。ただ、この場合におきまして、特に鉱害の関係等では従来の実績では鉱害のほうがはるかに実は買取代金よりも多いという山が今までの約五割ほどございまして、こういう例がやはり今後もし起ると思ひまして、そういうふうな山につきましては、これは事業団が交付する場合、どうせ山へ入りますから、これは今までの経験でこういう点は割合簡單につかめますので、そういう場合には一定の割合の七割というものを一〇〇

て、鉱害と賃金を両方合計いたしますと、三五と一八で約五三%という数字になるわけでございます。しかし、このたびは前の買取代金よりも若干――従来の平均が約千二百円から千三百円というところになっておりますが、今回は千四百円という、一般の鉱業施設、機械等を買いませんので、そういう点もあわせ考へまして、この鉱害と賃金関係で一定の割合を留保しなさい、いかに、こう考へまして、今回は交付金の中で一定の割合をこえない範囲内において、ひとつ優先弁済を事業団が廃止事業者にかつてやる必要があるといふことで、三十五条の三に賃金債務と鉱害の賠償債務の弁済についての特例を設けたわけでございまして。その一定の割合をどの程度にするかという問題でございまして、現在のところ、約七割を留保しようといふことを実は考へております。従来の実績によりまして約五三%ということになっておりますが、先ほど述べましたトシ当たりの金額等を考慮いたしまして、七割程度金額を留保すれば大半の賃金債務、鉱害の賠償債務という点は確保できるんじゃないか、実はこう考へておるわけでございます。ただ、この場合におきまして、特に鉱害の関係等では従来の実績では鉱害のほうがはるかに実は買取代金よりも多いという山が今までの約五割ほどございまして、こういう例がやはり今後もし起ると思ひまして、そういうふうな山につきましては、これは事業団が交付する場合、どうせ山へ入りますから、これは今までの経験でこういう点は割合簡單につかめますので、そういう場合には一定の割合の七割というものを一〇〇

%留保することを考える。そういう制度によりまして、たゞいま御指摘になりましたような貸金と賠償の債務については、一応これは私は不安がないじゃないか、こう考えておるわけでございます。ただ御指摘になりました中で、将来の発生する、これからの不安定融資、まだ安定してない融資についてはどうなるかという問題が出てくると思ひますが、この点につきましては、融資の關係につきましては、どうせ交付金をする場合に事業団が山を調査いたしますので、どういふふうに掘っているかということ、これはその掘っている結果によつてどういふ融資が起るんじゃないかということ、これは、従来の経験から見まして、容易に把握できる關係にございますので、直ちに起るであらうような割合確実につかめるような未発生融資というものは、これは当然この金額の留保金から債務の弁済に充てるべきであらう。そのことによつて今御指摘になりましたような融資關係の債務についてははおおむね不安がないんじゃないか、実はこう考へておる次第でございます。

○吉田法晴君 今までの合理化法で買上げたものでも、五炭鉱だけは交付金をこすという実態があった、こういうお話であります。そういうのは事業団の全部の事業資金の中から出されたわけですか。そういう事態はおそらく今後についてもあり得るだろうと思ふ。七割の留保の金を一〇〇%にするということですが、その他の債権もございまして、一〇〇%の場合には、従来ならば事業団の資金の中から出るかも知れませんが、今度の場合には、これは交付金の限度云々ということ

すから、そういうこともできにくいじゃないかと思ふのですが、特定の炭鉱について調査をした炭鉱なり、あるいは貸金なり、そういうものが、千二百円といひますか、具体的にその炭鉱においてきまるわけですが、交付金の計算にその点が入るのかどうかお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(今井博君) 従来のこの買収の際には、今あげました五炭鉱のようない例は実は買はないということでお断わりをしておるわけでございます。したがつて、今回の場合にはもちろんこの千二百円では、そういう場合にはもちろん資金としては不足するわけでございます。それから、そういうものは、やはり融資の原則、融資というのはやはり当事者の話し合いによつて弁済をきめていくという原則に従つてそういう場合にはその不足資金については当然にその事業者が、その足らぬ分は負担していく、当然それは事業者が責任を負う、こういう考へ方でございます。

○吉田法晴君 従来も千三百円なり千二百円なり、その数量なり、あるいは残った財産の対価以上に融資その他債権がある場合には買わなかった、こういうことではございます。千二百円をこえるものについては、これは当事者といたしまして、旧炭業者が賠償の責任を負うと、こういう御答弁ですが、しかし、今までも実際に買上げた炭鉱の融資、貸金あるいはその他の債権については、事業団が代位をする、こういう建前になっております。今千二百円平均の交付金でまかなえないということになると、その後の残された債権あるいは融資賠償責任について代位弁済といひますか、あるいは代位

して支払うべき事業団が引き受けるという措置を講ずべきではないかと思ふのですが、千二百円の増額あるいは残った責任の事業団への引き継ぎというものは考えられないものでしょうか。

○政府委員(今井博君) この点は、事業団の買収の割合初期におきまして、調査がふなれであるということのため、あとで事業団が責任を負つたという事例が若干あつたようでございます。が、事業団としても、これはやはり納付金を原則といたしておりますので、やはり相当赤字が出るということになります。これは非常にあとで大問題になりますので、その後は、やはり事業団としては相当十分な調査をし、相対安全度をもつて未発生融資等も調べて買収代金より多かつたというふうなものは買わないというふうなことに漸次なつてきております。したがつて、今回の場合におきまして、そういうものを事業を廃止いたしました交付金を交付する場合におきましては、融資がかりにさらに起るというふうな場合におきましては、従来の例では事業者がみずから別途金を持つてきてそれを解決したという例も相当ございます。で、今回は、やはりそういう場合には、ほかに別途金が捻出できるかどうかということと事業者にも十分当たりをつけて、そういうところの相当めどを付けて、まあこの事業の廃止をし、交付金を交付するといふような指導を極力やりたいと思ひます。しかし、それやってもなおかつ事業者としてはそれだけの力がないという場合におきましては、これはやはり融資復旧の原則に立ちかえりまして、これは融資法の

ペースで無資力認定という制度に移して、国の資金でもつてその融資の復旧をやる、これが私はやはり筋道かと思ひますので、今後はまあそういう方式をひとつ活用したいと、こう考へておるわけでございます。

○吉田法晴君 通産大臣に……。まあ石炭局長に答弁をまかされては、この石炭政策について、国がある程度、まああとで聞かなければわかりませんが、責任を持とう、こういうことになつたことは、これは四月五日の閣議決定の線じゃないかと思ふのです。が、雇用の問題については、その働いておる炭鉱については最低賃金の問題も含んで、安定した職場になるように、炭鉱も安定した炭鉱になるようにというものが、あなたの言明でもありまして、それからその非能率炭鉱保安の問題もそうですが、これは石炭産業の全体の利害、あるいは保安、これは人命に關連のある保安という点から、政策的に言へば買いつぶしをするわけですね。いわば石炭政策全体の中で買いつぶしもする、あるいは閉鎖をさせる、こういう実態、そうすると、よくいわれておりますけれども、炭鉱には、今、年寄りばかり残つておる、それから筑豊の今後については、筑豊のみならず産炭地についてあれですが、失業者と炭鉱だけが残るという状態になろうと思ひます。そうすると、残った失業者についても責任、これは労働行政の問題ですけれども、職業訓練なり、広域職業紹介なり、あるいは同じ会社の系統の中でもつて消化をしようということ、これは行政指導をするにせよ、不安なからしめるために、やはり責任

ある行政をする。その融資なり何なりについても、それはおれの知つたこつちやないというわけでもあるまいと思ふ。もちろん炭害復旧法の中では無権者の融資については国の責任をもつて地方公共団体の協力を得て復旧すると、こういうことになっておりますが、この保安法の場合には六百円とか四百円で買いつぶす。それから今までの合理化法だと千二百円平均、今度は千二百円平均、これは融資と直接からまってくることで、千二百円で買いつぶす、あるいは買いつぶす。そうすると、買つたほうはこれは国です。今度はまあ炭業者を放棄してこい、こういうことになるわけですが、その結果起ってくる問題は、残された債権といひば債権ですけれども、それ自体については、これはやはり国が責任を持つという建前は、全面的な責任であるかどうかということになると、あなたもすぐあげ足をとられますけれども、これは国がやはり責任をとるのが本筋じゃないでしょうか、実際問題として、千二百円とにかく打ち切つてしまふという実態が起るのです。これに対しては法の建前の説明だけを石炭局長がなさいましたけれども、政府としても金額の増額にしても、あるいは予算の増額にしても、買いつぶした炭鉱に、あとに残つたものについては、失業者についても融資についても、あるいはその復旧の資金にもなる賠償責任の点についても、もう少し施策をすべきではないかと考へるのですが、いかがでしょうか。

○國務大臣(佐藤榮作君) 政府が産業について育成助長、そういう意味から補助をする場合がございすね。これ

はひとり石炭産業ばかりじゃない、その他の弱小産業等しばしば見受けることですね。これは一般予算の面でめんどろを見たり、あるいは税制で見たり、あるいは低利資金で見たり、いろいろ保護助成、育成、こういう措置をとっておると思います。まず石炭産業について、もうそういう観点に立って同じような考え方がされる。これがたまたま政府が自由経済のもとでとられている方策ではないかと思ひます。しこうして、いわゆるこの石炭産業遂行上生じた鉱害、これの復旧について、もちろん経営者第一の責任をとること、これは当然でございますが、その鉱害復旧についての特別立法がすでになされ、そういう意味では国並びに自治体等、共同して鉱害復旧に乗り出しておると思ひます。だから、ただいまの問題も、私の理解しておるところでは、いわゆる無資力認定という場合において、そういうものがなされるのじゃないかという感じがいたします。もう鉱害復旧は最初から国または自治体において処置しよう、こういうお考えだと、ただいまそこまでの手厚いことは考えられない、やはり経営者自身が第一の責任者、こういうふうには理解しておる次第でございます。

然る自由主義でないことは、これは私万人の認めることだと思ふ。だから自由主義の建前で鉱業権者が鉱害の賠償の責任をとるという原則も、これはすでに変わりつつあると思うのであります。今無権者鉱害の話がされましたが、それは鉱業権者がある場合に、鉱業権者が賠償なり復旧の責任を持つべき責任者だけれども、それがなくなつてしまつて、責任者のない場合に、国がそれにかかわるということですね。今の場合には、これは国の政策で保安なりあるいは能率なり採算その他で、とにかく一定の基準に達しないものについてこれを買いつづす、スクラップにする、いわゆる国の政策でやる。しかも従来は合理化事業団がやるということでも国が買い上げた。今度はそれを国が鉱業権を消滅させる。これは保安臨時措置法による買い上げと買いつづしと同じ建前になってきたわけですね。けれども、鉱業権を消滅させていい、そうしなければ買われぬ、こういうことでも、買つては買われぬ、こういうことで坑内の炭なり何なり買つたので、あとの地上の施設、施設と一緒に鉱害もこれは引き継がぬのだ、こういう建前になっておるけれども、産炭地における実態は、あとに残るのは失業者と鉱害だ。そして鉱業権者が最後になって掘り荒らしていったあとの死骸は地方の住民と市町村がとる。国については何ら従前以上のあれはしないんだ。その上に千円で打ち切るといふことになれば、これはやっぱり政治問題として看過できないような事態が起つて参ります。それだけに法文上の建前の現状の説明だけでなく、石炭局長の説明は現状の説明だけですけれども、それ以上に政府としては千円のものを買ひ上げ価格についてもですが、坑内の炭なり何なりは、これは引き継いだ、買ひ上げておる。鉱業権を消滅させようというけれども、そうすると、あとに残つた弊害の除去についても、これは国が何らかの責任を持つようになり、少し少額賠償責任その他の引き継ぎなり、予算の増額あるいは復旧の措置を講ずべきではないかという点を大臣にお尋ねをしておるわけです。

○国務大臣(佐藤榮作君) ただいま申し上げることは吉田さんの御意見、別に私そう食ひ違つておると思ひませんが、ただいま鉱業権者なり租賦権者なりが、それははっきりその人の責任において処理すべきだ。その始末のつかない場合に、やはり無資力認定という形において今度は発生した鉱害の処理をしていく。これが鉱害処理の特別立法じゃないかと思ひます。今現にそういうことがやられておる。これは別に当の本人がいないというだけではなくして、無資力の場合もそういう処置をするわけでございます。今回の法律改正によつては、いわゆる資力があるにかかわらずしないというふうなものをなくする、こういう意味で法文を整えておるものではないかと思ひます。ただいま申し上げましたように、無資力あるいは責任者がいないという場合の処置の道はあるわけでございます。ただそれが現実の問題で、予算的に少ないと言われるなら、これはそれに對する処置をとらなければならぬと思ひますけれども、考え方の第一は、どこまでも権利者がその跡始末をする、そういう建前であるべきだ。その跡始末をするものがない場合に、国なり地方自治体なりがその始末をつける。こういうものの考え方だということを実は申し上げておるのでございます。

○吉田法晴君 無権者の鉱害復旧についての予算、これはとにかく無権者です。それから、もうすでになつてしまつてどこに行つたかわからぬ、加害者がわからぬ、それから現実でない。これについて付言しているわけですが、それは今までの建前で鉱業権者が第一次的に賠償なりあるいは国なり地方公共団体の協力を得て復旧をするという、その段階での援助の仕方ですから、今後の事態に對処することが十分であることはもちろんです。それは予算の増額なり何なりしてもらわなければならぬと思ひますけれども、買ひ上げ方式の変更に伴う鉱害賠償責任の打ち切り、千円では、打切り切りという問題に對しては、対策がなければならぬ。これはむしろ賠償の原則が対価主義といふか金銭賠償主義といふか、いわば対象な対象の価格の限度内においてということですから、残つた鉱量なり財産なり、買ひ上げるべき財産の限度内ということがある。しかし、残つては、その対価の限度をこえるにしている、それはやっぱりその地域住民の被害あるいは市町村で對処し得る問題ではないから、それは国として考えなければならぬじゃないか、その基礎となる整備としては、鉱業権が打ち切られた、千円では、千円の交付金ということになしに、千円の交付金の問題についても、あるいは責任の引き継ぎについても、今までは引き継いでいる、今度は引き継がぬ。ところがそれじゃ問題は片づかぬから、完全賠償という公法的な立場からする賠償復旧の責任の基礎となる責任の引き継ぎということも、事実上これは国が買ひつづすことに間違いないのです。それから、従来どおりに引き継げるような制度を考へるべきじゃないか、こういうことを申しているのですが、わかりません。

○国務大臣(佐藤榮作君) 今、国が買ひ取つた金、その限度において鉱害復旧もするわけでございます。今のお話、一応事業団に留保する率がきまつていて、それで、それをオーバーする分はどうかということでございます。今、留保するといふパーセンテージは一応の目安でございますが、炭鉱全部が同一であるとは私は思ひないでございます。だからその範囲といふべきで、国が現実に支払う、それをオーバーしてなおかつ鉱害の処理ができないという場合があれば、無資力認定にかけて、そうして一般の処理の方法でやるといふことになるわけでございます。お話の趣旨が私は今までの考え方と別に違ひないのじゃないかと思ひますが、どうですか。

○吉田法晴君 今までの場合について交付金を出す場合があつた。それから今後についても出すものがある。それから、それは変わらないのだ、こういうお話をすけれども、しかし買ひつづすという建前だけの変更がないものだから、千円の限度というものを動かして得るものとして考へてもいいじゃないか。あるいは事業団なら事業団が、その超過する部分については事業団全部の予算の中で考へてもいいじゃない

か、こういうことを申し上げておるわけですが、これは多少平行線になりまして、何らかの、交付金の限度をこす額については限度を引き上げるなり、特定の引き上げるなり、あるいは事業団の総額の予算の中なり、買上げた、買いつぶした責任を国が負うという措置を講じなければ、不安も除けないじゃないかということをお願いした。その点は御考慮を願いたいと思ふのです。それを指摘をいたしておきます。これは実際問題として考えなければ、失業者と鉱害だけが残りという事態を防ぐことができぬし、事態は何らか解決しなければならぬ事態になるだろうと思ひますので、指摘をしておきます。

それから先ほど石炭局長から未確定鉱害、あるいは未発生鉱害の点がございしました。この鉱害は採掘をしてから早ければ六ヶ月、あるいはおそれれば三年、五年もかかるわけですが、これはだんだん下から崩落して上に及ぶわけですから、そうすると、実際には買上げ直前の炭鉱は保安炭柱を取つたえ、まあいわば掘り急ぎをするということ、どういふ影響があるかということ、を考慮することなしに、残つておる炭というものは全部かき集めて、あとは売り渡すと、こういう採掘の方法がとられますから、買上げの時点、買いつぶしの時点においても鉱害が発生をするという可能性というものは、過去の経験からして多いのです。そうしてそれは買いつぶしの時点、買上げの時点で、まだ発生していない、しかし発生するかもしれない、この鉱害の限度は交付金の限度と、こういうことになりますと、それもとにかく無資力の

鉱害として認定する以外にないわけですが、そうすると、復旧以外の賠償責任というものは、これは買上げ、買いつぶしによってやはり事実上打ち切られるわけですが、それは困る、もともと、鉱業権者に残るんじゃないかと言われるけれども、それは三菱とか三井とか大きいところならば、あるいは別に炭鉱をやつておるところならばそれは鉱業権者に残ります。しかし一社一山のようないくつかの炭鉱、それから大部分の、とにかく対象は小山ですから、これはおそらく実質的に賠償なり、あるいは復旧のあれを納めるべき資力はなない。ですから、こういうものに對してどうされるのか。

それからもう一つは、鉱害の認定機関が今のところ制度上ありませんから、鉱業法の改正に伴つて考えるということですが、通産局には炭政課なりいろいろあるわけですが、課なり、法の改正に伴つて考えられるような鉱害認定機関を直ちに発足させるのでなければ争いを解決するわけには参らぬと思ふのですが、その点をどういふ工合に考えられるかお伺いをいたしたい。

それからもう一つは、そういう争いのある、鉱害のある鉱業権についてはどうされるのか、いわば問題が解決して、六ヶ月のうちに納付期間というものを取つてありますが、六ヶ月では実際には解決できにくい、でしよう。まあ片づけば買上げ、買いつぶす。今までのと、買上げを急いで、鉱害が潜在的にあるとなかろうと、あるいは申請があろうと、異議の申し立てをするだけと……通産局の場合には鉱害がないとして今まで売

渡しをすることが多かったわけですが、それを防ぐためには鉱害のある、争いのある鉱業権については買上げの措置を講じない等の親切な取り扱ひが必要だと思ふのですが、これについてどういふ工合にお考えになりますか。

○国務大臣(佐藤栄作君) まあ本筋は大体全部先ほど来申し上げておりますように、本来の権利者をやはり追いかけて、それによつて処理さすというところが原則だと思ひます。ただ、非常な例外的な場合が起る、そういう場合にどうするか。もちろんこれは実情に即した処理をしなければいけません、かように思ひます。それらの点について実際の扱ひ方を事務当局から詳細にお答えさせていただきます、かように思ひます。

○政府委員(今井博君) 第一の未発生鉱害につきましても、先ほど申しました鉱害が、大体三五%という、筑豊地区の調査実績は、既安定、それから未発生鉱害を含めて、実は今までの実績は、賠償対象が三五%になつておる。これは今までの実績でございします。したがって、一応この鉱害の関係は、今度の改正では約五〇%鉱害には留保しよう。賃金の関係は約二〇%というふうになつておりますので、五〇%を留保すれば今までの買上げました過去の実績、これは大体小山、しかも相当鉱害を持ったやつが多いわけですが、その例から見まして、一応まかない得るのじゃないかというふうには、実は考えておるわけでございますが、ただ、今度の場合におきましても、事業団が、未発生鉱害につきましても、もちろん山に入りますから、坑道がどの辺を通つておるかということについて

では、相当今までの経験で慣熟いたしておりますから、既発生以外に未発生が、このくらい起こるのじゃないかということは、割合想像がつくわけでありまして、したがって、鉱害について五〇%、賃金合わせて七〇%でございします。この程度の留保をすれば、今までの相当鉱害のひくい例を見ましても、大体いけるのじゃないか、こういうふうには実は考えておるわけでございますが、過去にもありました例から見まして、二年三年たつて鉱害が起るといふのはきつめてレア・ケースでございまして、約半年くらいの間を置けば、大体鉱害が起るから起らぬかといふことは想像がつくといふのは、経験者が一致して言つておりますので、この点はさらに十分気をつけまして、未発生鉱害についてさらに相当危険があるというふうな場合は先ほど言いましたような留保の率をさらに高めるといふ処置を講じますし、あるいは実際に交付金を渡す場合に、さらにその業者がほかから金を持ってきたり十分それがやり得るような、ひとつ行政指導もするといふふうなことを考えたいと思ひます。しかし、それでなおかつ資力がなくてできないという場合には、先ほど大臣から申し上げましたような本筋で鉱害の問題を解決していくといふ考えで、大体私はそう不安がないといふふうな確信を持っておる次第であります。

それから鉱害の紛争につきましても、は、鉱業法では鉱業委員会というものを通産局に設置いたしました、この鉱業委員会が鉱害の認定をやるという方針になつてございしますので、鉱業法改正後はその方式で鉱害認定という

ものが現状よりスムーズにいくと、こう考えますが、それまでの間に紛争のある問題についてはどう処置するかという点は、これは実際に非常に紛争があつて、なかなかめどがつかないという場合には、先ほど申しました留保金というものを相当長く事業団が預かつておくということに結果としてはなるかと思ひますが、しかし鉱業法の改正でも、そういうふうな委員会の設置の点がうたわれておりますので、これはまあ実際問題としては、通産局がやはり中に入つて個々の問題を現状でも相当処理いたしておりますので、現在の通産局の紛争あつせん能力というものを極力活用することによりいたし方ないのじゃないかと思ひますが、この点はひとつ実際問題にあたりまして、そういうケースが起るとも予想されますので、ひとつ従来以上にこの紛争の処理については出先機関を奮励いたしたい、こう考えておる次第であります。

○吉田法晴君 鉱害の紛争というよりも、鉱害の認定といひますかね、要するに認定機関というか、そういう問題、問題は因果関係をなかなか民間では論証がしにくいから、そこで通産局にたよる以外にないわけでありまして、ところが通産局の出先、末端が、必ずしも公正に認定機関としての役割りを果たしてないのが実情です。まあ個々の事例はもう申し上げませんけれども、そこで、これは委員会を作る前です、ね、委員会のような発足を、出先機関の石炭局の石炭部といひますか、あるいは炭政課といひますか、そういうものの拡充によつてやる。予算も付けてやる、ボーリングをやる費用等を与える

等、施策をする面はあると思うので、その点をひとつ考えてくれないかというのを申し上げておるわけですが、それからもう一つは、この鉱業権の消滅という点によって売り渡してしまつたのは、おれはもう国へ売り渡したのだから、その後出てきては、鉱害についてはおれは知らぬ、千百円平均の交付金の中でもないない。それから事業団のほうへ行けば、これは鉱害賠償責任を引き継いでいないのだから、前のように連帯責任で引き継いでいないのだから、おれは出すことではない。これは公益委員へ行つて言いたい、こういうことで、これは言つていく先がなくなるといふ心配がある。それで、千百円なりあるいは残つた鉱害についての賠償、復旧の制度を強化してやりたいといふことを申し上げておるわけですが、事業団が鉱害問題について言ってきた場合に、おれは知らぬといふことのないようにだけは、これはぜひ願ひたいと思ふのですが、いかがでしょうか。その認定機関と、それから事業団が鉱害問題について、おれは知らぬという態度をとらぬように指導願ひたい。

○政府委員(今井博君) 最初に認定の問題でござりますが、確かに御指摘のように鉱害の紛争の問題は、ほとんどが鉱害であるかどうかという認定の問題、これの紛争でござります。したがつて現在でも、現在ではまあ調停員制度でもって、調停員といふのは、鉱害の金額とか、そういうものを調停するのが主たる任務でござりますが、実際は鉱害認定の仕事を実際はやらされておるといふのが大半の例でござります。しかしこの調停員制度は非常に不

十分であるといふことで、この鉱業委員会という法律による機関でもって権威あるひとつ、そういうさばきをやるというものが、今度の改正のねらいでござりますけれども、それまでの間で、実際上そういう委員会を組織してやるかどうかという御指摘でござりますが、これはまあ現在の調停員制度をもう少し拡充するとかいふことによつて委員会が発足した場合にうまくつながらるような方式も考えられますし、別途まあわれわれのほうでは、昨年度の予算から、鉱害の科学認定制度というものを実施いたしました。特に紛争ある鉱害現象については、これはまあほんとうに中立の先生方をお願いいたしまして、ボーリングを打つたり、そういう科学認定制度を実はやつておるわけでありまして、この結果、相当まあ好成绩をあげておりますので、特にこの紛争のある大きな鉱害の問題について、この科学認定制度を極力活用するといふこともあわせ考へる必要があるかと思つております。

○國務大臣(佐藤榮作君) ただいま吉田さんからいろいろ御注意がございまして、この鉱害の処理の問題、しかも残存しておる経営者の場合だと、これは有利でございしますが、中小炭鉱の場合、いろいろ問題があらうかと思ひます。ただいまの法律を整備し、そうして実施に移しました。実際の問題で、まあいろいろ工夫を要する点があるかと思ひます。特に鉱害の処理を迅速にするといふ、そういうことをしなければならぬ問題でありますだけに、この実施後の実情等を見まして、さらに工夫すべき点は、進んで工夫するといふことでないと、地方の被災地

の要望になかなかたえ得ないのではないかと思ひます。先ほど来御注意をいたしますが、そういう意味合いのものが非常に多いかと思ひます。実施にあたりまして、十分その趣旨を徹底して参りたい、かように思ひます。

○吉田法晴君 予算の問題で解決するならば、これは通産大臣の責任でできることですから、それからあるいは認定機関とか、それから鉱業委員会の名前はともかくとして、実体は直ちに発足したいところだと思ひますので、その点は御言明を、ひとつ早急に実施するようにお願いをしたい。鉱害失業者が残つて云々という事態の起こらないように、賠償の原則についても、あるいは法改正に伴う弊害の起こらないように十分な措置をお願いしたいといふことを要望して、その問題については終わります。

あとは、きのうも参考人の口述の中から出ましたけれども、合理化なり買いつぶしなりが地元には結果が出てきてからしからぬ、こういうことでは、しかもそのあたりのいろいろな問題については、市町村が市町村民だといふことで、これはめんどうを見なければならぬので、具体的にいうと、あるいは調査団の報告に基づく結果の閣議決定、あるいは鉱業審議会の結論と申しますか、それから具体的にどういふ山を買いつぶすという点については、これは市町村に連絡をしてもらひたい、こういう強い要望がございまして、それから産炭地域振興と連絡を密にするために、委員の中にも少なくとも自治体の代表を四名ほど入れてもら

いたい、こういう要望等もございまして、こういう市町村との連絡についての要望には、どういふ工合に対処されるかお伺ひいたします。

○政府委員(今井博君) かねがね市町村のほうから、山の整備にあつては連絡をとつてくれといふ要望がございまして、この問題は、実は実際問題として山の整備を行なう場合に、最初から市町村に連絡をとるといふことは、山の現在の経営者の状況から見ますと、いろいろ販路関係とか金融関係とか、いろいろデリケートな関係がございまして、最初から連絡をとるといふことは、やはり逆にまた、非常にトラブルを起こす点もありますので、この点も相当慎重に考へなければいかぬと思ひますが、しかしある程度見込みがたつて、事業団のほうも調査が相当進んだという段階におきましては、市町村に極力ひとつ連絡をとるように、今後は指導したいと思つております。

○吉田法晴君 次の問題は、一ぺん通産大臣に御質問申し上げて、通産大臣は関係各省と相談をして指導要領を作らう、こういうお話でしたが、その後御回答もない、御答弁もないのです。が、自治省等に問い合わせますと、自治省には、通産省から何の連絡もないといふことです。閉山をいたしましたあとの炭鉱に居住しております労働者の住宅、それから水道、それから浴場、電力等の問題であります。が、合理化の中で、買収した施設の保有だけだなくして整備と改めたいといふやないかというお話等もありますが、今度は買上げないのではありませんか、六カ月たつ前後から、住宅の問題あるいは電

灯の問題がすぐ問題になつて参ると思ふのですが、これは従来事業団が買上げてうまいいてゐるところは、県會議員や國會議員等が世話をして払ひ下げる等の措置が講じられておるわけですが、これが買上げないといふことになりまして、事業団を通じて直接市町村に売り渡し、市町村から居住者に払い下げる等の措置をしなければならぬでしようし、あるいは電灯、水道あるいは浴場等についても、直接のあらは市町村がめんどうを見ることになるかと思ひますが、これからについては、あるいは起債の方法であるとか、あるいは交付金によつてとかといふ裏打ちがないと、みんなやつかいもの視して、結局だれも世話をするものがない。そうすると生活保護を求める云々でこれは突き上げが行なわれて、特定の政党がひとり世話をする、こういうことにはこれはなかなかに問題であります。買上げ方式の変更におそれがあるのですが、前に御質問申し上げた問題でありますけれども、その後どうなつたか、あるいは自治省等の起債なり交付金等の裏づけをもつて、住居その他について不安なからしめる措置をとられるのですか、承りました。

○國務大臣(佐藤榮作君) 炭住、それから同時にその電気、水道等の問題は、私も現地を見まして、これが解決策に妙案がないかいろいろ苦心いたしました。が、今日残つてゐる炭住そのもの、また住居のよつてきた理由その他等もございまして、なかなか複雑でござります。簡単に解決がつか

ねております。

ただ、今後の問題といたしまして、炭鉱廃止等の際に、きちんと取りきめをすることが必要なんじゃないかというところは、痛切に感じます。ただいままでの扱い方等に経験を得て、今後廃止あるいは買上げ等の場合に一定の期間を置いて、そうしてこれが扱いか、かように思います。そこで今日までの経過なり、そういう点について事務局も、いろいろ工夫し努力しておりますので、それらの点は、一通りお聞き取りいただきたいと思ひます。

○政府委員(今井博君) 今までに事業団が買収いたしました炭住の処理の状況でございますが、炭鉱敷にいたしましては処理完了いたしましたものは九、処理見込みが十三、処理困難のものが十一、全体で三十三、こういう数になつておるわけでございますが、この処理見込みは、大抵居住者が貯金を積み立てまして、郵便貯金で積み立てて非常に安い値段でそれに譲渡する、こういうことで近く処理完了という見込みでございます。処理困難なやつは、これは敷地が住宅と所有権が別になつておりました、この関係で、まだ非常に処理が解決がつかない、こういう状況でございます。これはいろいろ諸先生方のお世話等もございまして、最近では、だいたい解決の見込みが出て参りまして、特にその解決するまでの間は、電灯料とか水道料金とか、こういうものにつきましては、全部事業団のはうでめんどう見ておる。それからいろいろ問題になりました住宅の修理につきましても、資材等提供いたしました、実際に生活に支障がないようにい

ろいろ資材の提供を行なう……。

○吉田法晴君 途中ですけれども、今までの経過の報告はいいです。

○政府委員(今井博君) そういうことであります。それで、今後こういう炭住を買わないという方式に置きかえた場合には、確かに御指摘のようなトラブルの起こるということが予想されますので、実際にその場合に問題になりますのは、やはり電灯と水道とそれからやはり住宅、この三つだろうと思ひますが、実際に事業団が交付金を交付する場合には、この電灯については、やはり従来やつておる通りに、一般の電灯に切りかえさせるということをするのではないと思ひます。水道等になりますと、これはやはり市町村のほうでいろいろお世話を願わないと、実際問題としてはなかなか解決しないのではなからうかと思ひます。それから炭住の住宅の問題は廃止する事業者が、やはり一定の期間は、その炭住に住まわしてめんどうを見るようなやはり条件をつけて、そうでない、やはり交付金が渡せない、そういう交付金を渡す場合に、そういう炭住に住んでおる人に不安を与えないような指導をさせる必要があるのではないか。この点は従来から事業団でもって、だいたい経験をもちておりますので、十分にこの点はひとつ、そういう際に指導さしたいと思ひます。しかし根本的には、やはりこれはこの炭住に住んでおる方は、市町村の住民でございまして、これは石炭サイドだけで十分お世話できるというところは非常に無理がある。したがって、これからのわれわれの努力でございしますが、やはり厚生省

とも十分連絡をとつて、現地の市町村を中心にして、こういう場合の生活保護の問題とか、あるいは水道の問題とかいうものを、ここにひとつ解決していく、みんなの力をあわせて、この問題を解決していくということでない、実際問題として事業団が全部お世話するということは困難と思ひますので、この点は、現地の通産局がひとつ窓口になつて、そういうトラブルの起こりそうな炭住等につきましては、できるだけそういう方向の行政指導を行なう必要がある、こういうふうに考へておる次第でございします。

○吉田法晴君 産炭地域振興事業団法に關連しては、一括して質問いたしまして、要点だけ簡単に御答願いたしたいと思ふのですが、産炭地域振興法の指定区域で落ちてゐるところがある。岡垣、玄海、佐世保、夕張を指摘して、その参考人から口述がございまして、地域指定の問題について、指摘をされてゐるような地域について拡大する御用意があるかどうか。

それから、法の改正について、水資源、道路、発電事業それから住宅等について範囲を広げるように法の改正を望むというふうな話ですが、これは先般大臣から、関係大臣と相談して云々というところで、関係閣僚懇談会等その点は十分実現をしていく、こういう約束ですか、どうですか。

それから、地元産業のための融資、それから産炭地振興のための予算の増額について、十億の融資ですか、これの増額について、どういう工合にお考へになるか、承りたいと思ひます。

○國務大臣(佐藤榮作君) 地域指定は実情に応じてやらなければなりません。そういう意味で、落ちたからといって、別に永久に指定から除外するという意味ではございせん。なお、事務的には第二次に相談しよう、こういうことを申しておりますので、今の必要な地域、これはもちろん指定したい、かように考へております。

それから、第二の問題といたしまして、石炭関係閣僚懇談会等でございますが、その事業内容等につきまして、やはり通産省が要求官庁として関係省に對して要求を持ち出し、その要求を貫徹するというか、協力を求めるという形での処理していくという、別にいわゆる懇談会方式によらないで、通産省自身が要求官庁として、それを処理して参りたい、かように考へます。

それから、第三の問題について、予算あるいは融資資金の問題等につきましては、もうすでに御承知のように、三十七年度予算が成立しております。資金関係も確立いたしておりますから、これをまず繰り上げ使用をする、そして資金に必要を生じましたら、次の機会に穴埋めをして増額する、こういう処置をとりたい、かように考へております。

○吉田法晴君 最後に、これは直接関係がございせんが、機会がございせんのでしたからお尋ねをしたいと思います。損害復旧というものが、現地でなければ復旧できないものが、それとも、これは賠償と補償とは違ふという意見もありますけれども、私は無過失責任というところにあれば、行政行為である、あるいは行政行為でなからうと、その損害を補償するという点は同じだと思ふのですが、電源開発その他補償の場合に、生活の復旧をするとい

うのが、補償基準の精神を貫いておるものであります。臨鉱法による効用回復というのは、これは生活——ある生活手段の前の、生活に利用し得る程度に復旧をする精神だと思ひますので、したがって、臨鉱法では、現地でなければ復旧できない、こういうことではなからうと思ふのです。問題は、田川の豊州炭鉱の水没あるいは陥落に伴う復旧の問題であります。大局論から立て、これは御研究を願ひたい問題であります。水没をいたしまして、遺体を下に残しながら、その家族が、あるいは親族がその上に復旧をすること、これは忍びぬと思ひます。それから、もう一つは、調査の結果には、若干の危険性は残っている、あるいはそれを防ぐために、水なりあるいはどろ水なり注入して云々という点がありますが、これは委員会の調査の結果に基づいても、やはり若干の不安は残つてゐるわけですから、それから現に何戸か、五軒か十軒ではあります、多少移動をして復旧してゐる。

そういう点からいって、その田川の豊州炭鉱の水没なり陥落に伴います復旧の場合に、その遺体の眠つてゐる上でなしに、不安のないところで復旧をしてもらいたいというところが、これはこまかい法律論をこして私は考へ得る問題ではないかと思ふのですが、通産大臣に政治的な配慮を含めての意味でお尋ねをしたしたいと思います。

○國務大臣(佐藤榮作君) いわゆる損害復旧の場合ですと、やはり何となくも原状回復というものが基本であるだらうと思ひます。そういう建前で損害復旧するのが本筋であります。また、国土保全その他の観点から見まして

も、そうあるべきであろうと思ひます。豊川炭鉱の場合、これはいろいろ人情の問題等もありますので、いわゆる災害復旧、その工事ばかりではなく、そこらでうまく話し合いがつけば、十分被害遺族の気持が立つような方法ができればいいかと思ひます。ただ、法律的に云々すると、いろいろ議論があるのだと思ひますが、問題は、そういう法律論ではなく、現実の問題として処理する方法があるわけではないかという感じがします。

そういう意味で話し合いのつくことなら、私も進んでそういうあつせんをしたい、こういう気持がございませうけれども、ただ、当然の権利云々とか、法律論で申しますと、これはなかなかむずかしいのじゃないだろうか、かように思ひます。何か事務当局も、だいたい両者の間に入りまして、あつせんしたり工夫したりしたことがあるようにあります。あるいは吉田さんのお耳には、もうすでに入つておるうかと思ひます。

○吉田法晴君 あまり今の大臣の答弁を否定するような答弁なら、してもらわぬほうがいいのです。

○政府委員(今井博君) 否定するわけではございませんけれども、陥没地帯について、確かに被害者の気持といひますか、ここに親戚、血縁の者の死体が水没しているとかいうような点につきましては、われわれとしても、十分気持はわかるわけでございますけれども、いかんせん、現在の臨鉱法の建前が、非常にそこところは地盤の復旧というふうに厳格に規定されている。家屋の点をつけ加えましたのは、実は

非常に大議論の末、家屋の補修という問題に関連して地盤を復旧する場合に、その工事によって生じた家屋の補修、そういったものに限定して建物自体の、家屋の復旧を認められたわけでございます。これは大議論の末に実は入つたわけでございます。したがって、その建物を全然別のところに移築するということになりますと、その大議論の結果から見まして、これは明らかに臨鉱法の適用からはずれないわけでございますので、そうなりますと、実は補助対象になり得ないというのが、さういふ議論の結果の結論に現在なつておるわけでありませう。

したがって、この点は鉱害対策審議会でも、これもさういふ議論をいたしました。現在としては、そういう結論でございます。これは相當専門家を集めて、實際やつても大丈夫かということと審査した結果、これは大丈夫だということになつております。もしも、それでさらに再陥没するということも、よもや発生しないと思ひますが、そういうことになりましては、さういふことを引き揚げるということも、やるつもりでございます。現在の建前としては、やはり現状の地区において、この移築をやる以外に方法がないのじゃないかというの、実はこれは法律にしばられた議論でございますけれども、そういう結論になつております。

ただ、将来の問題としては、これは鉱害対策審議会の答申でも、家屋の復旧費をもつと積極的に補助対象にしたかどうかという議論がございまして、それは将来の検討事項になつております。しかし家屋の復旧そのものは、こ

れは一般の災害の場合におきまして、これは実は補助対象になつておらぬわけでございます。鉱害の場合に、特にさういふことで一部、さういふ復旧することを認められておる特例でございまして、全体の法律のバランスからいまして、災害の場合にも入つていないかというものを、さうまで解釈できるかというところは、さういふ議論を尽くさなければいかぬと思ひますが、ただ、今のさういふ場合、やはり何かほかに救済手段がなければいかぬというところは、今度の答申で非常にはつきりしたわけでありませう。将来の問題としては、これはわれわれとして、十分取り上げてひとつ検討したいと思ひますが、今日の状況では、たゞいま御指摘になりました豊州炭鉱の例は、非常に残念でございますが、どうも仰せのような処理は、少し無理じゃないかというの、われわれの見解でございます。

○吉田法晴君 大臣の答弁で、話し合ひがつくものならば云々というお話で、したから、それで、それから先の説明は要らぬと言つたんですが、やはり要らぬ説明をされた。

そこで、さっきの大臣——これは大臣が答弁されたのだから、あとは別の機会に譲りますから、大臣から、さっきの大臣の答弁の線で解決をするように石炭局長にも、あとでひとつ申しおろしを願ひたいということをお願いして質問を打ち切ります。

○國務大臣(佐藤榮作君) ただいま吉田さんの言われますように、法律論ばかりにこだわつては政治にならないと思ひますので、よく実情に合うように

関係者の間をあつせんする余地があればあつせんさせたいと、かように考えます。

○阿部竹松君 私は法案の中心について、きのう通産大臣から十分承りましたから、ほかの委員各位の御要望があれば別ですが、私は大臣に御質問の用意ございせんから、もしあれであれと思ひます。ほかのお仕事をやっていただきたいと思ひます。

そこで、きのうお願いしておきました法案に關係して運輸省、国鉄の方のおいでを願つておるわけですが、ここに連絡がございまして岡本さんと遠藤さんですね。岡本さんと遠藤さんにお伺いすることは、どちらの方が本件の担当か私わかりませぬけれども、この石炭問題にからみまして、御承知のとおり、五千五百万トン、千二百円コスト・ダウンということを目安にして一昨年からやられておるわけですか。ところが一昨日の当委員会、一千二百円というコスト・ダウンのあれをきめたと、国鉄運賃の上がるのを承知であつたかという質問をいたしました。これは、国鉄運賃の上がるのは計算に入つておりません、さういふ答弁がなされたわけですか。

そこで昨年国鉄運賃が上がる當時に、これは皆さん方の責任でないかもしれせん。當時の木暮運輸大臣とわれわれが話したときに、この国鉄運賃が上昇した以後、石炭あるいは金属資源、さういふものの運賃について考慮してあげましよう、さういふ約束があつたわけですか。ですから、これは法文でも何でもございせんけれども、さういふいささがつあつたことと、コストがとにかく千二百円下げなければならぬといふときに、想定をしておらなかつた、国鉄運賃が上がつたものだから、皆さん方のほうで、それぞれ処置をとつていただいたものと思ひます。さういふ処置をとられたか、金属資源と石炭の運賃、三年間延長だとか、あるいは何をどうするかといううな話し合いがなされて結着しておると思ひますが、その点をお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(岡本信君) 確かに昨年の国有鉄道の運賃改正の際に、当商工委員会におきまして、いろいろな御希望が出まして、その後政府全体として、この石炭の問題を取り上げました。際に、石炭の運賃についても何らかの措置をすべきであるということになりまして、御承知のように第一の手段として延納措置がとられたわけでございます。これはすでに実施に移しておりますから御承知のとおりであらうかと思ひます。それから引き続きまして、さらに延納措置以外にこの運賃の問題につきましては一段と方法を進めまして、私鉄と国有鉄道の間に御承知のように連絡運輸をいたしておりますが、連絡運輸にかかわるものについて、やはり延納の措置を講ずべきだといふふうな閣議決定、もう一つは、連絡運輸にかかわるものについて併算制という運賃制度をとつておりますが、これを通算制に切りかえて、さうすれば運賃負担のほうが軽減されるわけでございますから、さういふことにするようになつておるだけさういふ措置するといふふうな閣議決定がございまして、この連絡運輸にかかわるものにつきましては、すでに実施に移しておりますが、ただ問題は通算制の実施とい

う問題だけが現在残っております。これも御承知かと思いますが、通算制……。

○阿部竹松君 一つ一つ聞くから、質問した分だけ答弁して下さい。運賃値上りの分だけ……併算と通算の分は、あとでお尋ねしますから。

○政府委員(岡本信吾) 運賃の値上り分については、でございますから延納措置ということで、一応けりをつける、こういうことに相なったわけでございます。

○阿部竹松君 そこで、その延納の申身をお尋ねしたいわけです。どういふふうな方法で延納なさっておるのかという実態をお聞きたい。

○政府委員(岡本信吾) これは値上りしたもにつきまして、約六・五%値上がりしておりますが、値上がりした分の六・五%を三十九年度以降三十九年間延納の措置を認めるということにいたしましたわけでございます。

その保証の問題につきまして、つまり担保の問題につきまして、いろいろ通産省との間に打ち合わせを行なったのでございますが、結局人的保証なしは石炭合理化事業団でございますか、この保証によって解決するということになりました、ただいまその手続を実施して、すでに相当部分延納措置を行なっておるわけでございます。詳しくは営業局長から説明させていただきます。

○説明員(遠藤鉄二君) ただいま運輸省から御説明のありましたとおりなんです。ちよつと補足説明をさせていただきますと、昨年の運賃値上げは四月にございました。石炭の臨時の特別措置をやるという閣議の御決定が

六月でございました。それに基づきまして国有鉄道は規則を作り延納の手続を進めるようにいたしましたのであります。担保の件でいろいろ話がございますが、担保が相当に延びましたのであります。昨年の暮れ以来事務が進行いたしまして、三月末日では、大体予定のほとんど全部が契約が成立をいたしております。この中身は、昨年の四月の運賃値上げによります石炭の負担増が二十六億くらいございまして、この半分を延納にしよう、こういうこととでございます。国鉄の延納分は年間約十三億でございますが、そのほとんど全部につきまして、三月——この年度末で連絡社線との運賃分を含めまして延納措置が完了いたしました。ただいま六・五%という説明がありまして、それは値上がりしました結果の新しい運賃に対して六・五%を延納するということ、値上がり分の半分の延納になるわけでございます。

○阿部竹松君 運輸省の今の御説明によると、三十九年からの御説明なんです。ただいまの国鉄のお話と、鉄監局長からも、若干お聞きしたわけですが、つまり今年の分は三年後に払う。明年度の分は四年後に払う、こういうふうに聞いたのです。しかし、運輸省の話ですと、三十九年以降という御説明ですから、それはどちらがほんとうですか。

○説明員(遠藤鉄二君) 延納は三年後に支払っていただくということでございます。別に説明は運輸省の御説明どおりでございます。ことしの分は三年後に支払っていただくと、こういうこととでございます。

○阿部竹松君 そうすると、運輸省の御説明の三十九年からのことじやなしに、結局ことしの分は三十九年に払うと、こういうことになるわけですね、三年後ですから。

○説明員(遠藤鉄二君) さようでございます。

○阿部竹松君 それからその次にお尋ねしますが、時間がおそくなつてたいへん恐縮ですから、スピードを出してひとつお尋ねいたしますが、今まで、北海道に特に多いわけですが、社線をあちらこちらにまあ炭鉱会社が持つてゐるわけですか。Aという炭鉱会社の社線は、その社線の出発点から一キロ、二キロといて、国鉄につないだ場合には十キロあったら十一キロという計算をしてゐる。それからBという会社の社線は、社線を、何キロであるかは別として、社線を一たん通過したところを打ち切つて、国鉄の出発点から一キロ、二キロという計算をやつてゐる。そういうような差が、今までもあったのですが、今でもどうして差が、同じ炭鉱会社でありながら、同じ炭鉱会社の私鉄でもって、片方は公共企業体の国鉄ですね、私鉄から私鉄に連絡するといつたら商売ですか、君のほうは一円だ、君のほうは九十銭だ、これはどういふことではないと思ふ。どういふわけですか、そういう差をつけておつたのですか。もし法的根拠があれば、こういう法律でやつておりましたと、それから施行令があつたら、こういう施行令でやつておりましたと、それだけお示し願えればいい。

○説明員(遠藤鉄二君) ただいま御指摘のとおり、いわゆる通算制と、いわゆる併算制と両者が現在行なわれてお

るわけですが、これは沿革に基づくものでございます。で、過去のいきさつを申し上げますと、国有鉄道は明治初年以來併算制でやつておるわけでありまして、社線と国鉄の運賃は、両方計算しまして、それを合わせる併算制でありまして、それが昭和十七年でありますが、大東亜戦争になつて、その後でございまして、用員が足りない、人手が足りない、事務を簡素化したというところで、全面的に全社線とも通算にしたのです。このほうが事務が簡単ですから。しかし、戦後、戦争が終つてから、何も簡単ということだけを尊ぶわけではございませんから、やはり運賃の建て方とか、そういうことの原則に戻る必要があるわけでございまして、昭和二十三年の七月に併算制にまた戻つたわけなんです。明治初年の制度に戻つたわけなんです。昭和二十三年の七月に。そのときに夕張鉄道外六社が、会社の御希望によりまして通算のまま残つたのです。これは通算、併算という問題は、法律的な問題は何もございせん。これは国鉄と社線との連絡運輸の契約によつてゐるわけなんです。したがって、法律問題はないわけでございます。お互いに話し合いによつてきまるわけなんです。ございます。夕張鉄道につきましては、戦争中の通算がそのまま残り、その他の鉄道につきましては、全部併算制になつたわけなんです。その後また、昭和二十五年の四月に併算制の社線がややふえましたのですけれども、現在では国鉄と車扱貨物の連絡運輸をやつておりました百二十一会社のうち、七〇%に当たります八十三の会社は併算ということになっておるわけ

でございます。過去のいきさつでございます。まして、はっきりと理論立つたというふうな記録も別ないわけでございます。沿革的に、そういうふうな制度になつておりました、理論的には私どもも、これはおかしい点があるようにも考えるのでございます。

何分これは沿革的にできておるわけでございますので、御説明になるかならぬか、なぜそういうのが両方あるのだというところをお尋ねいただきますれば、結局、沿革的にそういうふうになつておるのだというふうなことになるわけでございます。

○阿部竹松君 それをその沿革的だということでは、とても了承できません。国鉄さんは、東海道を走る二等客車も北海道の二等も一キロ幾らで、われわれ乗つたら同じでしょう。しかし、箱を見ると、東海道の二等のほうに北海道を走る一等よりまだいい箱が走つてゐますよ。しかし、あなたのほうでは一キロ幾らですよ。いって、東海道といえども、いかなるローカル線といえども同じコストなんです。これは沿革も何も、あなたの沿革は、いかにのしきたりのことをおっしゃる沿革ではありませんか。それほどこびしいことをおっしゃる国鉄さんが、片や通算制、片や併算制、これは沿革ですと、言つても通算のわけがないじゃないですか。おかしいでしょう。私もおかしいと思ふ。沿革です、そんなおかしい答弁はないですよ。この次に十河さんに来てもらつて十河さんに……。

局長さんをつかまえて文句を言つたつてしょうがないのですか、それはしかし、いつか一本にするというお気持はあつたのですか、ないのですか、あなた

のわけでありまして、これは沿革に基づくものでございます。で、過去のいきさつを申し上げますと、国有鉄道は明治初年以來併算制でやつておるわけでありまして、社線と国鉄の運賃は、両方計算しまして、それを合わせる併算制でありまして、それが昭和十七年でありますが、大東亜戦争になつて、その後でございまして、用員が足りない、人手が足りない、事務を簡素化したというところで、全面的に全社線とも通算にしたのです。このほうが事務が簡単ですから。しかし、戦後、戦争が終つてから、何も簡単ということだけを尊ぶわけではございませんから、やはり運賃の建て方とか、そういうことの原則に戻る必要があるわけでございまして、昭和二十三年の七月に併算制にまた戻つたわけなんです。明治初年の制度に戻つたわけなんです。昭和二十三年の七月に。そのときに夕張鉄道外六社が、会社の御希望によりまして通算のまま残つたのです。これは通算、併算という問題は、法律的な問題は何もございせん。これは国鉄と社線との連絡運輸の契約によつてゐるわけなんです。したがって、法律問題はないわけでございます。お互いに話し合いによつてきまるわけなんです。ございます。夕張鉄道につきましては、戦争中の通算がそのまま残り、その他の鉄道につきましては、全部併算制になつたわけなんです。その後また、昭和二十五年の四月に併算制の社線がややふえましたのですけれども、現在では国鉄と車扱貨物の連絡運輸をやつておりました百二十一会社のうち、七〇%に当たります八十三の会社は併算ということになっておるわけ

でございます。過去のいきさつでございます。まして、はっきりと理論立つたというふうな記録も別ないわけでございます。沿革的に、そういうふうな制度になつておりました、理論的には私どもも、これはおかしい点があるようにも考えるのでございます。

何分これは沿革的にできておるわけでございますので、御説明になるかならぬか、なぜそういうのが両方あるのだというところをお尋ねいただきますれば、結局、沿革的にそういうふうになつておるのだというふうなことになるわけでございます。

○阿部竹松君 それをその沿革的だということでは、とても了承できません。国鉄さんは、東海道を走る二等客車も北海道の二等も一キロ幾らで、われわれ乗つたら同じでしょう。しかし、箱を見ると、東海道の二等のほうに北海道を走る一等よりまだいい箱が走つてゐますよ。しかし、あなたのほうでは一キロ幾らですよ。いって、東海道といえども、いかなるローカル線といえども同じコストなんです。これは沿革も何も、あなたの沿革は、いかにのしきたりのことをおっしゃる沿革ではありませんか。それほどこびしいことをおっしゃる国鉄さんが、片や通算制、片や併算制、これは沿革ですと、言つても通算のわけがないじゃないですか。おかしいでしょう。私もおかしいと思ふ。沿革です、そんなおかしい答弁はないですよ。この次に十河さんに来てもらつて十河さんに……。

局長さんをつかまえて文句を言つたつてしょうがないのですか、それはしかし、いつか一本にするというお気持はあつたのですか、ないのですか、あなた

のわけでありまして、これは沿革に基づくものでございます。で、過去のいきさつを申し上げますと、国有鉄道は明治初年以來併算制でやつておるわけでありまして、社線と国鉄の運賃は、両方計算しまして、それを合わせる併算制でありまして、それが昭和十七年でありますが、大東亜戦争になつて、その後でございまして、用員が足りない、人手が足りない、事務を簡素化したというところで、全面的に全社線とも通算にしたのです。このほうが事務が簡単ですから。しかし、戦後、戦争が終つてから、何も簡単ということだけを尊ぶわけではございませんから、やはり運賃の建て方とか、そういうことの原則に戻る必要があるわけでございまして、昭和二十三年の七月に併算制にまた戻つたわけなんです。明治初年の制度に戻つたわけなんです。昭和二十三年の七月に。そのときに夕張鉄道外六社が、会社の御希望によりまして通算のまま残つたのです。これは通算、併算という問題は、法律的な問題は何もございせん。これは国鉄と社線との連絡運輸の契約によつてゐるわけなんです。したがって、法律問題はないわけでございます。お互いに話し合いによつてきまるわけなんです。ございます。夕張鉄道につきましては、戦争中の通算がそのまま残り、その他の鉄道につきましては、全部併算制になつたわけなんです。その後また、昭和二十五年の四月に併算制の社線がややふえましたのですけれども、現在では国鉄と車扱貨物の連絡運輸をやつておりました百二十一会社のうち、七〇%に当たります八十三の会社は併算ということになっておるわけ

方の計画として。

○説明員(運輸第二君) 先ほど運輸省から、今回の石炭についての通算制の採用という点について研究しておるといふことを、たしかお話をあつたと思ひますが、私も閣議決定をされまして、それを運輸大臣から指示を受けております。石炭についても当然考えなければなりませんし、石炭以外の全体の各社線とも、いずれの品目についても通算、併算という問題について、何らかの合理的なものにするべきであるというふうには考えております。この問題は非常にむずかしい問題でございまして、ただいまこゝうといふことを申し上げるまだ段取りになつていないのでございます。

○川上為治君 この問題は、昨年のたしか十二月ごろに閣議決定で、石炭については併算制を通算制に持つて行くようにするといふことになつておるはずで、私はそのあとの委員会において通産大臣に、その点を申し上げましたところ、まあ閣議決定は、よくにすゝめという努力をするといふような書き方になつておるといふ話になつておるのですけれども、私は少なくとも閣議決定された以上は、そういうふうにして持つて行く、すみやかにこれが実現について努力をする、こういう意味だらうと私は解釈してゐたのですが、もうすでに相当の日子がたつて、なかなか話がつかないといふのは、どうも私にはよくわからないのです。だから私は、これはいつこの問題が実現されるのか、それとも、いろいろ複雑な事情があつてできないといふことであらば、どういふ点に複雑な事情があつてできないのか、これをひとつ明らかに

してもらいたいと思ふのですよ。

○政府委員(岡本信君) たしか先般商工委員会におきまして、この問題が論議になりましたときに、通産大臣からお答えがあつたかと存じますが、端的に申し上げますと、通算制によりまして、運賃がまあ減収になるわけであり、私鉄につきましても、政府といひましても、これを強制するわけには参りませんので、国鉄ならば、まあある程度減収になりましても、国の政策であるならば公共企業体という性格から協力してもらわなければならぬといふことで、いろいろその点、話し合つておるわけでございますが、まあ運輸省のみならず政府としまして、やはり国鉄の健全財政ということにも十分意を用いてやらなければならぬと、また私鉄関係については、かりに通算制を実施するといふことになれば、減収を来たしてもいいの、あるいは減収を来たすといふような結果は、ごめんこうむるということになるのか、これは十分やはりみんな話し合つてやつて参りまさんと、ただ一方的に強行して命令するわけにも参らない性質のものじゃないかと、かように心得まして、まあ慎重に、なるべく閣議決定の線に沿つて早くやるように、目下検討いたしておるわけでございます。

○川上為治君 私は、いやしくも閣議決定をする場合には、そういうむずかしい問題があるけれども、それを乗り越えて石炭対策のために総合的な見地から、それを強力に早く進めようといふ意味において私は閣議決定といふのはなされたものだらうと、でなければ、何もこういう問題は閣議決定する必要はないのだと、そういうふうには、非常に

むずかしい、とつてい見込みのないといふものであるならば、閣議決定するはずはないと、私はそう思ふのです。が、今日までもすでに四月月ぐらいたつていて、ちつともこれは進んでいないといふのは非常に私はおかしいと思ふのです。

きょうは私はその詳細、今日まで何べん、そういう会議をやつて、どれぐらひ相談をされたのか、相談の内容といふのは、いろいろ聞きたいのです。この程度で私は打ち切りますが、これはひとつすみやかに結論を出していただきたいといふことを特に私は、きょうはお願いをしておきたいと思ひます。

○国務大臣(佐藤作君) この問題は、あるいは事務当局がお答えする筋のものではないかわかりません。閣議決定をした当の私申し上げておきたいと思ひます。

もちろん、ただいま運輸省並びに国鉄の関係者から話をしておりますけれども、また過日もこの席で申し上げますが、これはやはり減収といふ問題に關連するわけでございます。しかしこれを片づけなければ、炭鉱によつて幸、不幸がある、かように考えますがゆゑに、閣議で特に取り上げたのでございまして、まあ最近になりましたと、さらに一般物価、対策の面等からもみまして、本来安くなることでございまして、本末安くなることでございまして、そういう意味からも工夫していいことだと思ひます。ただ問題は、会社も収益が減るとか、こういう場合の処置の問題がございまして、で、関係省で十分相談しないと、まだ結論は出てこないと思ひます。私たびたび当委員会において皆様方から伺い

ますので、この石炭問題の政策遂行にあたりまして、さらに一般の問題もございまして、そういう機会にとくとひとつ話し合つてみたいと、かように思ひます。たいへん今日まで実現しておらない点はお叱りを受けまして、ごもっともでございます。そういう意味で一そう努力したいと思ひます。

○岡部竹松君 通産大臣がこの場をつくらうために答弁しても、それはだめなんです。閣議で決定したものを、この人たちは守らぬのですからね、そうなんですよ。あなたはまたまた欠席されておつたが、通産省の次官が来て閣議決定と国鉄当局と、どちらの決定が上ですかという質問をして、次官の答弁はきつめてあゝいまいもこであつたが、大体今の運輸省のお話を承つても、国鉄のとにかく収入減だからと、確かにそれでしよう。全部一本にして、今度併算を全部通算にすると、しかしAという私鉄から国鉄へつなぐのと、Bという私鉄からつなぐのと、ばらばらになつてゐるでしよう。片方は一キロ十円で切符を売つて、片方は八円五十銭で売つて、同じ理屈です。ですから、国鉄が収入減なんだつたら總体的にやるべきであつて、一つの社線は通算制、一つの社線は併算制と、こういうべらぼうなことを公共企業体の国鉄でやる、あるいは通産省がそれをぬけぬけと赤字になりますから、収入減ですから、なんといふのは、僕は納得できないですね。皆さん方それを是とするか、それが正しいといふのであれば承りましようか。

○政府委員(岡本信君) これは先ほど国鉄のほうからお答え申し上げましたように、多分に沿革的なものでござい

まして、ある会社の例をとつてみますと、ある場合には併算制を希望し、ある場合には通算制を希望するといふこととで、両当事者の契約でございまして、まあ極端にいいますと、しよつちゆう変わつてゐるというのが例なんでございます。

で、目下のところでは、したがいまして、ある場合には併算制、ある場合には通算制という状態になつております。第三者からごらんになりますと、非常にまあ何といひますか、どうして足並みが一本にそろつていないのかといふふうにお考えになるのは無理はないかと存じますけれども、主としてこれは地方鉄道、いわゆる私鉄のほうからの経営上の事情、つまり対抗機関の關係から、ある場合には併算制を希望し、ある場合には通算制を希望するといふふうなことになるのでございまして、まあむしろその希望を国鉄のほうがいれてやりました、そういうたちまちの格好になつておるのが実情であらうかと思ふのでございまして。たとえば、まあできればやはりとにかく併算制か通算制かどつちかへ統一すべきであることは当然だと思ひます。

しかし問題は、いずれの場合におきましても利用者の負担に關係がございまして、あるいは両当事者と申しますか、つまり鉄道事業者の財政にも關係いたしますので、なかなか沿革的なそういう不統一といふものが統一できないといふのが実情なんでございます。

○岡部竹松君 今の話ですね、そのまぢまぢだといふことであれば、通算制を希望している会社は通算制でやつて、併算制を希望している会社は併算制をやつてゐる、そういう事態では

ないので、現在の事態は……。運輸当局が、私鉄の各社と話し合うのはけっこうですよ、しかしけっこうであるけれども、そういう、国鉄当局が差をつけるのはおかしいではないかというのが僕の言い分なんです。どんなに話し合っても、一方の会社と一方の会社と差をつけておく、一方の社線と一方の社線と差をつけておくというところが、どうも私は理解できぬですよ。赤字になるからと、それは赤字になるかもしれないが、しかしそれは総体的に国鉄全体、運輸省、あるいは国としてどうするかということであって、一つのばらばらにした社線の収入によって国鉄の営業というものを行なっているというなど、それはあまり話が違わないじゃないですか。

○政府委員(岡本悟君) これは先ほど申し上げましたように、やはり両当事者の契約によることではございますが、当事者の話し合いが進みませんと、一方的にやるといふわけにも参りません性格のものでございますので、やむを得ないかと存じます。ただ、運輸省としては、かつて併算制に極力切りかえるようにという指導をしたことはございます。つまりそれぞれの企業体は併算という建前で運賃原価もはじいておりますので、そういう見地から、そういう指導をしたことはございます。

○川上為治君 関連して。どうも局長がそういう説明をされると、また僕は質問をしたくなるわけなんです。というのは、そういう沿革の問題とか、国鉄の予算の問題とか、いろんな問題で非常にむずかしい問題があるという

ことは、閣議決定前の問題であって、いやしくも閣議決定して、そういう方向でこれを実現するようにということをはきめたということは、そういう問題はあるけれども、これをやはり強力に実行するということが、石炭対策の上から見て、どうしてもやらなくちゃならぬ政策なんだということで、お宅の大臣も一緒になって、これはきめたと思うんですが、それを今日まで、まだ沿革の問題とかいろんな問題で話を昔に持ち返して、そして議論をされておるといふのは、どうしても私にはわからないんですよ。

だから、さっきも申し上げたように、ひとつ、ほんとうに真剣にこの問題を実現するように相談をして、早く実現に移してもらいたい、こういうことを私は申し上げておるんですよ。あなたがさっき言われておることは、これは閣議決定前の問題を、またここでおっしゃっておるような気がするわけなんです。閣議においては、もうすでに、これを実現するようにするということになっておるんですから、ね。その方向で、私は、そういういろいろな問題はあっても努力すべきだと、そう思うんですが、いかがですか、これは。

○政府委員(岡本悟君) そのことにつきましては、先ほどお答え申し上げたのとおりでございます。できるだけすみやかに措置するように目下努力をいたしております。ただ、一方で通算制という制度をとっており、また一方で併算というふうなことはどうかというふうなお尋ねでございます。ものですから、つい沿革的なお話を申し上げたような次第でございます。

○川上為治君 もう私は、これ以上申し上げませんが、阿部さんが言っておることと私の申し上げておることとは、実際は同じことになると思うんですが、言っておること自体は少し違いますが、もしも、少なくとも閣議で決定されたものは、すみやかにこれを実行するようにしなければ、何のため閣議で決定するかということになる、まあ私はそう思うんですよ。あなたが、おっしゃるようなことだとすると、これは閣議決定前の問題であって、そういう議論をして、なかなかまとまらぬと、そこでどうしても閣議において、これをきめて強力に進めなきゃならぬということによって閣議が決定されたものだと、こういうふうには私は承知しておるわけなんです。でありますから、一日も早くこれは実現するように、ひとつ真剣にやっていたいただきたい、ということをお願いしておきたいと思えます。

○阿部竹松君 温厚でものわがりの最もらしい川上委員さん、お聞きすると、本件について、要望なり意見を聞陳されているんですから、われわれがとにかく、いかにこの問題については不愉快を感じているかということ、おわりだと思ふ。ですから、今回の二十四日ですか、商工委員会に、運輸大臣と国鉄総裁を呼んでいただきたい。このお二人の局長さんといかに論争しても、これ以上一步も話が進まぬというように私は判断をします。で、本件は、これで打ち切りです。

その次に、もう時間がありませんから、石炭局長さんに二つ、三つお尋ねして最後といたしますが、最前吉田委員の質問の中に、産炭地域指定云々と

ございましたが、おそらく産炭地域振興臨時措置法の四条、五条に指定されなかった地域を吉田先生がおっしゃったのではないかとしように、私は横におつて推測しておつたんですが、大臣の御答弁は、それはやっぱり実情に応じて、一回で決定するわけじゃないから、そのつど検討してやりますよという、軽くお答えになったんですが、実情は、大臣の御答弁どおりでよろしいですか。

○政府委員(今井博君) 大臣の御答弁の趣旨でけっこうだと思ひますが、やや具体的に申し上げますと、実は最初いろいろな事情を調べて第一回の指定をやりましたが、おそらく、こういうものをやりますと、指定漏れがあるだろうというところもございまして、それから新産業都市の法律の関係とか、あるいは低開発地域の関係で、いろんな指定が行なわれることが予想されましたので、そういったものが指定になる時期に、おそらく重複するものも出ましようし、あるいは指定漏れになって、これはやはりどの法律かで指定しなきゃならん、その場合に、この都市はやはり産炭地域振興法でやったほうがいいのじゃないか、いろいろなことを関係各省で相談しまして、二次的に、そういうものの指定の補正をいたしたい、こういう趣旨でございます。

○阿部竹松君 次に法文の十九条ですが、事業団法の十九条に鉱工とございしますが、農を入れていただくわけにはいきませんか。たとえばボタ山に果実を栽培するとか、あるいは水田を作るとか、これは鉱工でいきますと、農が全然入らんわけですから、それをまあ国会も末期になって衆議院を通過し

てきたのですから、ちよつと時間的にどうかと思ひますが、農を入れていただくというわけにはいきませんか。

○政府委員(今井博君) 表現は「鉱工業等」になっておりますので「等」の中には、もちろん御指摘のものは入るという解釈でございます。その点御安心願いたいと思ひます。

○阿部竹松君 それから、主たる事務所は東京都へ置くということになって、これは北海道というように何とかいいですか、事業団支所といふんですか、あるいは九州事務所といふことになりませんか、そういう事業団の業務内容として、どういう構成で、そういう各地々に置くものが、一切東京から指示を出してやるものか、その構想をちよつとでもいいですから、もし大体きまっておればお知らせ願いたいわけですが……。

○政府委員(今井博君) どこに支部を設けるか、出張所を設けるかという問題は、正式には事業団がきまして、これは理事長が決定することになると思ひますが、したがって、現在、われわれが一応予算をはじきました考え方からいいますと、一応これは九州が重点でございまして、九州には当然支部を置かなきゃならんというところまで実はきまっております。これはどういふ理事長がきても、ここだけは間違いない。その場合に、北海道についても、当然議論にならうかと思ひますが、北海道については、まだ方針はきめておりませんが、少なくとも出張所程度のものは設ける必要があるのじゃないかというふうには実は考えております。

○阿部竹松君 最後に、労働省の安定

局長さんにお尋ねいたしますが、一日、通産当局から、この合理化臨時措置法のほうですね、臨時措置法の適用によって休廃山になる——まあ休はなくて、廃山になる山ですね、買い上げられる山、それから保安法の改正によってつづれる山、こういう人とを合わせた、約三万七千名、これが整理される、こういう報告を受けたわけです。これについて労働省のお世話できる内容ですね、お聞きしておきたいのです。

○政府委員(三治重信君) 広域職業紹介をやります、産業地へ転職していただく。そのために、今後発生する人たちはおもに高年令者が対象になるということから、御承知のように雇用奨励金制度を作っているわけでございませう。雇用奨励金で来年度は二万人を広域職業紹介に、今年度二万人を広域職業紹介に乗せる予定でございます。それからさらに職業訓練所に入っている方々には、別居手当、技能習得手当も出しまして、従来の失業保険にプラスそれだけをして、職業訓練を受けるやすくして、その職業訓練を受けることによって就職を容易にするというふうにしております。さらに、そういう線で乗っていただく方には移転資金、それから雇用をする事業主には住宅確保奨励金を支給しているというふうにしております。そういうふうにしていきますと、われわれのほうとしては、大体においてできると思っておりますが、さらに、先般の炭労の政策転換闘争に関連しまして、労働省として考えましたのは、そういうふうに乗せるけれども、やはりなかなか乗りにくい人があるということで、失業多

発地帯につきましては、失業保険の給付を一カ月さらに延ばす、それから終閉山以外で第二会社を作る場合には、これは中高年令層がおもになりますので、その方が、数年たつて離職される場合に、失業保険の長期給付の恩恵がなくなるということで、第二会社の場合には、第一会社に引き続いて同事業主に就職している者というふうな法律を拡張解釈しまして、そういう同一事業主に雇われたというふうな線を出さしていくというふうにして、今後対処できるのじゃないかというふうに考えております。

○阿部竹松君 三治さん、その職業訓練所へ入れていただくまではいいんだけれども、職業訓練所は職業でありませんから、出てからどうなるからということが問題なわけです。ですから、訓練所へ入れる計画と、訓練する計画とおありのようですが、もし六ヶ月なら六ヶ月で出た人は、大体、仕事にありつけないというお見通しはございますか。

○政府委員(三治重信君) 職業訓練所に入れた方の職は、われわれのほうでは全員、それ以上オーバーして、必ず提供しております。ただ、その間に家庭の事情で、うちが移れないとか、また一旦そういうふうな職業訓練を受けたのだけれども、自分はまた方針転換したとかいうふうな、途中、事情の変化、個人の希望で行かれない方が若干ございます。しかし本人が希望される場合には——大多数の方がされるわけなんです、それはもうわれわれのほうとしては、絶対的に十分就職のお世話はできる態勢にあります。

○阿部竹松君 以上で、私は二法案の質問は終わらせていただきます。

最後に、保安局長さんにお尋ねしますが、次の委員会、保安法の改正案をお尋ねすることになっているようですが、そのためにお尋ねしておきたいわけですがね。高橋さんが通産大臣当時、鉱業法の改正をやります、それに伴って鉱山保安法は姉妹法であるから、鉱業法の大改正を行なうのであるから、保安法の大改正を行なうというところを、しばしば当委員会でも御答弁なさったわけです。また鉱業法の改正——鉱業法はあなたのほうの関係でないかもしれないけれども、保安法の改正というところも、あわせてそのとき十分お聞きしているわけです。ですから、今度のほんの一部分の改正ですが、鉱業法は聞くところによれば、この次の通常国会に出されるやに承っているわけですが、そのときに、保安法の改正をされる用意があるわけですか。

○政府委員(八谷芳裕君) 先般補足説明でも申し上げましたように、鉱山保安法を抜本的に改正するという問題は、鉱山保安協議会の中に保安法の改正委員会を設けて、過去においては前後八回、抜本的な方法で検討してきたわけでございます。このやり方といたしましては、関係の、現在七団体から、いろいろ要望事項が出てきております。これをものといたしまして、それと私どもの事務当局のほうからの希望、こういうものを皆あわせまして、そうして逐次改正を要するものを協議してやっているとございます。そうして現在六項目にわたります改正点をやったわけでございますが、今後におきましても、さらに継続いたしまして、委員会において検討をしてい

く、こういうふうになっているわけですが、それまた鉱業法の改正に伴いまして保安法の改正を要する点もまた出てくるかと思えます。これは、現在要望が出ておりますものと、別個の面で見ると可能性も出てくるわけです。そういうものをあわせまして、現在設けております改正委員会のほうで引き続き検討を加えていく、こういうやり方をとっておりますので、現在出ておりますものは、中間答申でございます。次の答申は、おそらくこの鉱業法が次の通常国会になりますれば、それにちょうどあわせて程度になっていくかと予想いたしております。これはいろいろ非常にむづかしい問題が出て参りました、各委員の方々、関係者の方々の御意向が、どういふふうになるかということ、いろいろ今予測できませんが、たとえば教育の問題等については、これは予算措置の問題等もありまして、こので至急に検討していただくようにお願いしているわけでございます。それからそのほかの問題、たとえば請負組夫の問題、こういう問題も、さしあたり今度の改正をやったわけでございます。さらに資料が出て、整った場合に、どういふ改正をやるかということになりますと、資料の出合、それから整理の都合によりまして、必ずしもこの問題は次の通常国会というふうな——これは一つの例でございますが、次の通常国会に必ず間に合うかどうか、こういう点が若干残ると思えます。それでまあ、今度が第一次改正、こういうふうな考えておるわけでございます。逐次委員会が抜本的に保安法を解きほぐしまして、各方面から検討

を加えていきたい、こういうふうな考えておる次第でございます。

○阿部竹松君 私どもがここで約束してからの、もう数年になるわけですが、いつもほんの小部分の改正しか出てこないです。聞くところによれば、今局長さんの御答弁の中にございました審議会は、審議阻害委員会というあだ名があるそうです。ちょっと口が悪いですが、そのくらい審議が遅々として進まぬということ。局長さんが変わったことですから、ひとつ、八月になると、また予算措置を講じなければならぬ、大臣も要求をしなければならぬということになりますので、あなたはまだ努力しないことにはわれわれも努力しますから、ここへは来ぬでも、ひとつ誠意をもって、しっかりと抜本的な改正をやっていただくことを希望します。

○委員(長武藤常介君) お諮りいたします。ただいま議題となっております三案のうち、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案及び産炭地域振興事業団法案について、他に御質疑はありませんか。

○委員(長武藤常介君) 他に御発言がなければ、両案に対する質疑は終局したものと認めて御異議ありませんか。

○委員(長武藤常介君) 御異議ないと認めます。よって、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案、産炭地域振興事業団法案、以上二案の質疑は終局いたしました。

なお、両案の討論、採決は都合により

り、次回に議ることいたします。
本日は、これにて散会いたします。
午後五時四十分散会

昭和三十七年四月二十六日印刷

昭和三十七年四月二十七日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局